

平成29年2月定例会 総務委員会(付託)

平成29年2月27日(月)

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

【追加提出議案】(資料①)

- 議案第52号 平成28年度徳島県一般会計補正予算(第5号)

【報告事項】

- 「警察署再編整備等総合計画」(案)の概要について(資料②)

國見警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料(その3)に基づき、平成28年度一般会計補正予算案並びに繰越明許費案について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございます。総額で3億2,997万1,000円の増額補正をお願いしております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

主要事項について、御説明いたします。

まず、公安委員会費は、公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費として98万1,000円を減額するものであります。

次に、警察本部費は5億2,462万1,000円の増額であり、内訳は給与費として4億5,349万8,000円の増額、警察本部及び警察署の運営等に要する経費として7,112万3,000円を増額するものであります。

次に、警察施設費は総額で3,215万3,000円の減額で、内訳として交番・駐在所等整備事業費430万円、警察署整備事業費2,635万3,000円、警察職員宿舍整備事業費150万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、運転免許費は、自動車運転免許試験及び行政処分事務費として1億1,074万7,000円を減額するものであります。

続きまして、恩給及び退職年金費は、恩給受給者に対する恩給等に要する経費として154万8,000円を減額するものであります。

次に、警察活動費として総額で4,922万1,000円の減額であり、内訳は警察装備費として710万円の減額、一般警察活動費では交番・駐在所等の地域活動等に要する経費として1,000万円の減額、刑事警察費では犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費として770

万円の減額、交通指導取締費では、交通事故・事件捜査及び交通指導取締りに要する経費として640万円の減額、最後に、交通安全施設整備事業費については総額で1,802万1,000円の減額で、その内訳は、国庫補助事業の確定に伴い国補対象事業費で2,204万2,000円の減額、県単独事業費で1,102万1,000円の増額、維持補修費では交通安全施設の維持補修に要する経費として700万円を減額するものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

繰越明許費案について、御説明いたします。

今回、繰り越す事業は、警察署整備事業費1億611万6,000円であります。繰越し理由につきましては、美馬警察署つるぎ庁舎耐震改修整備事業等が、計画に関する諸条件により、工事の完了見込みが翌年度になるためであります。

以上、2月補正予算案並びに繰越明許費案について御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鈴木警察本部長

昨年、春から検討を進めておりました、「警察署再編整備等総合計画」(案)の概要について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

この計画のコンセプトは、資料1枚目に記載しておりますとおり、統合等による組織体制の再編・強化、あらゆる災害を想定した拠点・機能の配置、交番・駐在所機能の充実・強化、県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供の4点であり、資料2枚目以降に各種施策を取りまとめて記載しております。

資料2枚目を御覧ください。

「警察署の更なる再編整備」では、平成30年4月に徳島北署と板野署、徳島西署と石井署、平成32年4月をめどに阿南署と那賀署をそれぞれ統合し、組織の集約化を図ることで、より大きな体制を構築し、スケールメリットを活かした組織運営により、治安・防災対策を強化してまいります。

統合署の機能については、徳島北署及び徳島西署に本署機能を集約いたしますが、機能の分散化と高速道路網等の活用の観点から、板野・藍住両インターチェンジに近い板野署庁舎を広域防災センター及び広域捜査活動の新拠点とし、管区機動隊と機動捜査隊を配置いたします。

また、県央部に位置する石井署庁舎は、パトロール活動の新拠点とし、広域自動車警ら隊と鉄道警察隊を配置し、パトロールと初動対応力の強化を図ります。なお、板野・石井両庁舎には、引き続き24時間体制で警察官を配置し、事件・事故等への対応に万全を期してまいります。

阿南署と那賀署の統合署の体制については、引き続き検討することとしておりますが、特に中山間地域への対応として、昨年秋から運用している「ふれ愛こだま号」による移動訪問型の情報発信活動など、高齢者の安全・安心を高めるための各種施策を進めるほか、緊急配備や通信指令など各種システムの高度化、警察関係団体からの寄附による防犯カメラの新設整備などにより、治安対策や行政サービスに隙間が生じることのないよう努めてまいります。

次に、資料3枚目を御覧ください。

「交番・駐在所の施設整備の在り方等」では、県内133か所の交番・駐在所のうち、約4割の51施設が高度成長期に集中して整備されたものであります。

また、そのうち37施設は、昭和55年以前の旧耐震基準であるなど、老朽化に整備が追い付いていない状況にあり、当委員会からも、これら老朽化している交番・駐在所施設の早期解消に向けた検討を進めるよう御示唆いただいているところであります。

このため、従来手法による交番の整備と、リフォームによる駐在所の延命化を図りつつ、抜本的な解決策としてPFI手法による駐在所の一括整備、大型商業施設への警察官立寄所の新設、行政庁舎や空きテナントを活用した交番の整備など、財政負担の軽減を踏まえた新たな手法による施設整備を進めるとともに、地域の実情に応じた体制、管轄区域となるよう、引き続き、その在り方や配置の見直しについて検討を進めてまいります。

なお、職員宿舎は第2期宿舎整備計画として、現在、県南部及び県西部において、PFI的手法により整備を進めており、先般、県内事業者グループを選定したところであります。引き続き、老朽宿舎の解消についても検討を進めてまいります。

最後に、資料4枚目を御覧ください。

「県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供」では、運転免許事務は年間約12万人の方々が更新手続のために、運転免許センター及び警察署の窓口を訪れるなど、県民に最も身近な警察事務であります。

さきの本会議においても答弁いたしました。運転免許を更新された方々を対象としたアンケート調査では、多くの方々から、より近い場所での即日交付を望む声が寄せられている一方で、警察署の窓口を存続してほしいとの要望もあり、県警察といたしましては、こうした県民のニーズへの対応と、免許人口の推移や各地域の状況等を踏まえ、将来にわたり持続可能な形でサービスが提供できる制度を、構築する必要があるものと考えております。

そこで、警察署の運転免許更新窓口は原則集約し、県南部及び県西部各方面への更新免許の即日交付が受けられる「更新センター」の設置を検討してまいります。

また、先ほど申し上げました「ふれ愛こだま号」の運用の発展型として、高齢ドライバー等を対象とした出張型の更新受付などについて、検討を進めることとしております。

出張型の事務手続は全国にも例がなく、運用に向けては多くの課題が残されておりますが、実現すれば地域創生につながる、新たなスタイル「徳島モデル」として、全国に発信できるものと考えており、今後、課題の洗い出しや運用方法などについて検討を進めてまいります。

「更新センター」の運用開始時期については、免許作成システムの契約、設置場所の決定、委託事務の見直し、警察署窓口の在り方などを踏まえ決定することとしており、引き続き高齢ドライバーへの対応や、地域の交通安全活動の推進なども含め検討してまいります。

当該総合計画(案)につきましては、当委員会において御意見を頂いた後、具体的施策の実現に向け、関係する自治体や議会、関係団体、地域住民の方々に対する説明を行うこととしております。

引き続き、委員各位の御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

南委員長

以上で、説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

中山委員

ただいま、説明を頂いた中で、総務委員会説明資料(その3)の2ページに、警察本部費の中で給与費が4億5,000万円余りと出ていますが、これはこういった内容でしょうか。

尾田会計課長

資料にあります増額でございますが、警察本部費につきましては、職員の給与及び手当のほか、警察本部、警察署の光熱費、庁舎修繕及び清掃委託費をはじめコンピュータの使用など、もっぱら警察運営の基幹となるべき費用でございます。主な増額の理由でございますが、給与費につきましては、給与条例の改正による影響、また、時間外手当などによりまして増額となったものでございます。

中山委員

警察官の皆さんというのは、いつ発生するか分からない突発的な事故とか事件に的確に対応するために、自然と超過勤務というのが増えていると思います。事前委員会のときに警察本部長の所信でもありましたように、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組という中で、職員のメンタル面にも気を配っていただいていると思いますが、毎回、この給与費というか超過勤務費ですね、増えているというふうなことを聞いております。そこで、過去2年間の状況を教えていただけますか。

尾田会計課長

超過勤務手当の過去2年間の推移でございますが、決算ベースでお答えさせていただきたいと思います。まず、平成26年度は約14億2,000万円、平成27年度は約14億4,000万円という状況で推移しております。今年度におきましても14億円台で推移するものと考えております。

中山委員

岡議員の代表質問であったように、県職員の超過勤務手当が30億円余りですね。警察官が14億円というのは人数の差は、今、どのくらいなのでしょう。県職員が3,500人くらいだと思うんですが、今、県警察の職員の数はどのくらいですか。

岡崎警務課長

職員数でございますが、警察官が定員で1,549名でございます。一般職が定員299名、非常勤職員、臨時職員等を含めると約2,000人弱の職員数でございます。

中山委員

いずれにしても同じくらい、もしくは、それ以上に警察の超過勤務っていうのは増えてきているのではないかなと思います。そういう職員の方に対する、メンタル面とか健康面の配慮というのはちゃんとできているんでしょうか。

岡崎警務課長

超過勤務時間の縮減につきましては、職員の心身の健康保持をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの実現において重要な課題であるというふうに認識をしております。職員の健康管理面におきましては、定期健康診断、人間ドック検診に加えまして、長時間勤務者に対しては産業医による検診を実施するとともに、幹部職員に対しては平素から部下職員の健康管理に配慮するよう指示しているところであります。

中山委員

今後、毎年の14億円余りの超過勤務手当というのは減らす、財源が大変厳しい中で、そういったことも考えていかななくてはいけないと思いますので、それに対する配置換えとか、今後の減らす取組というのは、具体的に考えておられることはありますか。

岡崎警務課長

先ほども申しましたように、超過勤務の縮減について取り組むのは、重要な課題だというふうに感じております。ただ、警察におきましては、その業務の性質上、他の行政機関とは異なりまして、深夜や早朝等に突発的に発生する事件・事故への対応など、予測不可能な事案に適切に対応する必要があり、超過勤務の発生はやむを得ないところではないかと認識しております。また、近年事件・事故の発生件数は減少基調にありますものの110番受理件数でありますとか、相談件数は増加傾向にあります。また、その対応が長期間にわたるストーカー・DVなどの人身安全関連事案は、高い水準で推移しておりますし、警察捜査を取り巻く環境も大きく変容し、これまで以上に組織的で緻密な捜査が求められておるところであります。このような勤務状況において、可能な限り超過勤務時間の縮減を図るため、職員配置の見直し等によりまして、業務量の平準化に努めておるほか、これまで事務や会議の見直しなど、業務の合理化・効率化や休暇の取得促進、定時退庁の徹底など、メリハリのある勤務環境づくりを進めているところであります。また、今回お示しさせていただいております総合計画案にも盛り込んだ警察署の統合につきましても、スケールメリットを活かした業務運営によりまして、夜間・休日における出勤や緊急招集の軽減、これらによってワーク・ライフ・バランスの実現や超過勤務時間の抑制が期待できるものと考えております。引き続き、働き方改革を念頭に置きつつ、超過勤務時間の縮減に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

中山委員

今朝出てくる前にお客さんが来て、日本赤十字病院の職員さんなんですけれども、やっぱりいろんな問題を抱えて、メンタル的な診断を受けて、何か脊髄の不調も来していて、精神面が体にかかなり影響してきているという話を聞きました。また、55歳なので、まだあと10年は頑張りたいということをおっしゃっていたんです。やはり、個人的にかかなりプ

レッシュャーをかけられているんですね。だから職場環境というのは、非常に大事になってくると思うんで、特に、管理職の方、直属の上司の方が一番部下のことをよく分かっているんで、その辺のところをしっかりと理解していただいて、体調面も考慮いただいて、適材適所な配置を考えていただけるようにしていただきたいと思います。警察の中で、まさかパワハラということはないだろうと思いますので、その辺のところもしっかりと意識していただきたいと思います。

ちょうど、月末の金曜日に、先週、プレミアムフライデーというのがありましたけれども、特に、警察では難しい話だと思うんですが、そんなこともできたら取り入れていただきたいとお願ひしたいと思います。

次に、先ほど「警察署再編整備等総合計画」(案)の説明をしていただきました。その中に、3ページ目に県下全域を見据えた施設等の在り方や配置の見直しの中で、駐在所の配置を見直すということの説明がありました。小松島市でも、10年ほど前に駐在所が廃止されて統合されました。その時にも、住民の皆さんが大丈夫だろうかという声がたくさんあったと思います。やはり、住民の人たちは、近くに駐在所とか交番があったら非常に安心するので、そういった中で今後老朽化ということで、いろんな駐在所が一つになって統合するということは、あるところがなくなるという話なわけです。まずは、今まで、交番・駐在所の統廃合がどのくらいあったのかを伺いたいと思います。

岡崎警務課長

これまでの交番・駐在所の統廃合の実施状況についてでございます。県警察におきましては平成17年2月に、限られた人員の中で、治安の急激な悪化や犯罪の広域化・スピード化、変化する治安情勢に対応するため、西部4警察署と交番・駐在所の統廃合を内容とする、警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画を策定しました。以降、3年間で交番・駐在所を30か所統廃合し、広域自動車警ら隊の設置や警察署のパトカー乗務員の増強など、機動力の向上を中心とした組織体制の強化を図りました。また、平成21年には、人口増加や24時間型社会の広がりなどを受け、複数の駐在所を統合して、交番を新設するなどしたところでございます。

中山委員

交番・駐在所も、徳島県内では田舎と繁華街、市の中心部においては業務量がかなり異なるのかなと思いますけれども、どのくらいの業務量の差があるのか。

岡崎警務課長

交番・駐在所の取扱件数の差ではありますが、一般的指数で用いられております刑法犯認知件数と人身交通事故の数で比較をしてみますと、平成28年中、刑法犯認知件数が最も多い交番は板野署の藍住町西交番で176件、最も少ない交番が徳島東署の大原交番の26件、人身交通事故発生件数ですが、最も多い交番は徳島北署の川内町交番で137件、最も少ない交番は徳島東署の大原町交番で25件であります。次に駐在所であります。刑法犯認知件数が最も多い駐在所が板野署の西分駐在所で59件、最も少ない駐在所は三好署の落合駐在所など4駐在所で0件、人身交通事故発生件数ですが、最も多い駐在所は徳島北署の吉

成駐在所で65件、最も少ない駐在所は美馬署の木屋平駐在所など3駐在所で0件というところであります。

中山委員

今、お伺いしたところ、本当に忙しいところと、0件のところがあるということですが、やはり0件というところも、駐在所、お巡りさんがあるから安心して暮らせるという、それが犯罪に対する抑止力にもなっていると思うんです。だから、一概にここは暇だからこっちと合わせてしまおうなんてことはあってはならないと思います。そのようなことも考慮に入れて、今後駐在所の統廃合を進めていくのかどうかということをお伺いしたい。

岡崎警務課長

交番・駐在所等の今後の配置の見直しでございます。交番・駐在所は、委員御指摘のとおり、地域警察官の活動拠点であるほか、地域住民による防犯パトロールなど、自主防犯活動の拠点や会合等のコミュニティの場としても活用されているところであります。人口の都市部への集中、それから新設道路の供用、大型商業施設の出店など、管内情勢の変化に伴いまして、地域警察官に求められるニーズも大きく変容しております。さきに答弁いたしましたとおり、交番・駐在所ごとの業務負担の格差も拡大しております。また、これら施設の約4割が築後30年を超えておりまして、老朽化に整備が追いつかない状況にあります。こうした課題の解決に向けましては、お配りした「警察署再編整備等総合計画」(案)の3枚目に記載しておりますとおり、交番等の統合による大型化や駐在所の交番化、さらには通い型交番、警察官立寄所の設置など、新たな形態の地域警察活動方策を検討するほか、将来的な人口すう勢や治安情勢の変化等を考慮し、それぞれの地域の実情に応じた体制・管轄区域となるよう、その在り方について、慎重に検討を進める必要があるものと認識しているところであります。

中山委員

説明のとおり、老朽化対策を進めて行かなくてはいけないと思いますが、やはりまずは地域の治安を守ることが専決です。私が、以前、総務委員会でおったときに、個別に家族調査ですか、年に1回くらいのペースだったと思いますけれども、回っているとお聞きしました。でも、それもなかなか全戸回れないという状況だということも聞いております。今後、交番・駐在所が統合になった場合、ますます、その把握する業務というのが、これは、警察だからできる業務、警察でさえ個人情報うんぬんという方がいらっしゃってなかなか収集が困難だということを聞いておる中で、努力して1軒1軒回っていただいております。今後、高齢化が進む上で、非常にその情報というのは大事になってくると思うんです。それに加えて、やはり警察官が回ってくると安心感があると思うので、それがより滞ってしまうのではないかと非常に心配しておりますが、その辺、統合で一つになって範囲が広がるわけですね。それに対する対策というのはどのようにするのでしょうか。

久次米生活安全部長

今後、統廃合によって、いわゆる受持ちの範囲が広がっていくという場合に巡回連絡で

すね、この時間をどうやって確保するのかという点です。委員の御指摘のとおり、巡回連絡というのは、交番・駐在所等に勤務します制服警察官が担当する地域の家庭とか事業所等を訪問いたしまして、犯罪の予防とか災害・事故の防止等を目的に、必要な事項の指導・連絡を行ったり、また、住民からの御意見・要望等を聴取するものでありまして、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために重要な活動でございます。この交番や駐在所等の勤務員は、勤務日におけます巡回連絡でありますとか、警ら等のいわゆる勤務基準、これは内規で定めておりまして、偏りがないようにしているところでございます。今後、県下の交番・駐在所等の統廃合の検討に当たりましてはですね、受持ち区域の範囲が広がった場合においても、勤務員1人当たりの負担が加重とならないよう勤務員の配置見直し等を柔軟に行うなどして、巡回連絡時間の確保とともに、受持ち区域の実態把握に支障が生じないように努めてまいり所存であります。

中山委員

最初に質問しましたワーク・ライフ・バランス、そして統廃合になったら、やっぱり業務量が増える、範囲も増える。そしたら、おのずと業務量が増えるわけです。時間も長くなるんですね。そしたら、また超過勤務が増えるんですけども、負のスパイラルというものになっていくような気がします。また、治安も崩れかねないという気運もありますので、そういうところをしっかりと考慮に入れて、安全で業務もそんなにならぬからとか、こっちが忙しいからとかいう、そういう安易な理由で決めることはいらないと思いますけども、やはり住民の意見もしっかりと取り入れてもらって、統廃合を進めていただきたいなと思います。できるだけ統廃合せずに、今のままおいていただくのが一番良いと思うんですが、それもいた仕方ないところがあるのかもしれませんが。そういうことでしっかりと考慮して検討していただきたいなと思います。

いよいよ3月26日、喜多委員も出走なされます、とくしまマラソンが開催されます。昨年は、1万5,000人に増えまして、ここ県庁前をスタートして、そこを曲がってメイン道路をずっと走る。曲がってから非常に走りやすくて、このなかなか走れない中央を走れたというのは非常に我々にとって嬉しくて走りやすかったと思います。今回、とくしまマラソンも、かちどき橋南方からスタートするようになっていてと聞きました。非常に楽しみにしております、ただ反面、警察官の渋滞に対する対応とか、いろんな苦情が出ないか。この主要な、一番交通量が多いところを止めてしまうんですから、いろんな配慮がなされて、いろんな事前の検討がされておりますが、どういう取組をされているのかお伺いします。

中野交通企画課長

とくしまマラソンに関する御質問ですけれども、今回で第10回を迎えまして、3月26日、もう来月ですけれども、日曜日、約1万4,000人が参加して実施される予定と承知しております。それで、委員からもありましたように前回のスタート地点につきましては県庁の北側からスタートする、今回は、かちどき橋南詰めの国道55号からスタートするわけでございます、それに当たり、交通規制が必要になってくるということでございます。約1万4,000人のランナーが、かちどき橋南詰めから国道55号を南へ並びますことから、国道

55号にあります四国銀行のあそこの交差点までを全面通行止めにしまして、歩行者天国状態にしまして、ランナーの保護に努めることとしております。交通規制の渋滞の関係もございまして、今回は、スタート直後のランナーが国道を横断するというところでございました。今回は、国道を横断しないで、そのまま、まっすぐ進んでいくということで、徳島市民病院前から県庁南交差点までを今回は全面通行止めといたしておりましたけれども、今回は南行き車線のみを県庁南まで、通行可能としております。これによりまして、地域内交通が改善されるものと期待しております。そのほか、交通規制の関係については前回と同様でございます。また、いろいろと、これの周知徹底が必要ということで、今回は4月24日に開催されたものですが、今回は3月26日ということで、いろいろな関係機関、団体、それから道路情報板、そういったところで周知徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

中山委員

今、おっしゃったように1か月早くなっておりますので、本当に知らなかったということが考えられますので、広報をしっかりとさせていただきたい。本当に歩行者天国というのは徳島県は少ないですね。それで成功すれば、とくしまマラソンの評価が上がってくると思っております。大変御苦労だと思っておりますけれども、万全の警備をお願いしたいと思います。それと、シミュレーションシステムというのが前回から活用されておりますが、今回のシミュレーターはどういうふうに予想されておりますか。

中野交通企画課長

交通シミュレーターは平成27年3月に導入したもので、今回のとくしまマラソンにつきまして、いろいろ規制を行うということで渋滞予測を実施いたしました。それでスタート時点の交通渋滞は、国道11号につきましては、徳島本町を先頭にしまして南行きが徳島市民病院方向へ約1.2キロメートル、ヤマダ電機がございまして吉野橋東詰交差点につきましては、そこを先頭に吉野川橋方面へ約900メートルとなっております。なお、南昭和町1丁目交差点から南の国道55号につきましては、迂回路がありますので、渋滞が発生しないというふうに予測しております。

続きまして、ゴール時点の交通渋滞でございますけれども、ゴール地点の田宮運動公園付近の状況については、規制を避けた車が徳島市民病院前交差点を先頭にいたしまして田宮方面へ約1.2キロメートル、また、徳島本町の交差点を先頭に徳島方面へ約1.2キロメートル、弁天橋北詰を先頭に四国三郎橋方面へ約1.3キロメートル、佐古一番町交差点から大道方面へ約2キロメートルとなっております。ただ、この渋滞予測につきましては、広報の効果であるとか迂回対策、これは全く加味されていないものでございます。前回大会においても大きな渋滞はございませんでしたけれども、事前広報による徳島市内の交通総量抑止対策につきまして、大会関係者と連携しまして、危機意識を持って実施してまいるところでございます。

中山委員

今、地方創生を本格展開に向けて加速の年でありまして、やはりこういう大きなスポー

ツイベントというのは、今回も1万4,000人の中で県外からも多く参加していると聞いております。やはりそういう人たちが、とくしまマラソンに出たいと言って、リピーターになってくれる人も多くいると聞いております。ランナーの中でも、とくしまマラソンというのは上位にランクされておりまして、残念ながら昨年はちょっと、いろいろと不評があったので、それで今後は是非、2万人大会までもって行ってほしい、頑張ってもらいたいと思っております。それには、警察の皆様の協力が欠かせないと思っております。やはり、地域を活性化するためには、徳島県の地方創生をするためにも、交流人口を増やさなくてはいけないんですね。だから、そのために今回のとくしまマラソンの大成功を収めて、また来たいという大会にするためには、皆さんの協力が必須でございますので、どうぞ大変御苦勞な面が多いと思っておりますが、今日もワーク・ライフ・バランスと言ったのに、これに矛盾するかもしれませんが、是非ともよろしくお願ひしたいと思っております。

もう1点、昨日たまたま、さっき話にも出ていた大原町交番のところですね、よく取締りをしているんですけども、その取締りが電柱に隠れて、やっているわけです。いかがなものかと思っております。まず警察官がおったら抑止につながるんです。あれはシートベルトか携帯電話の取締りだと思うんですけども、はずかしいと私は思うんですが、いかがですか。

中野交通企画課長

取締りのことで、隠れた取締りということが、かなり前から言われておりますけれども、決して隠れておるわけではなくて、違反を立証するのに必要な場所というのがどうしてもドライバーから見ると隠れた位置なんです。電柱があったということですけど、それはたまたま電柱があったのではないかと考えております。本部のほうからも隠れて取締りをやれなんていうことは、一切しておりませんので、その点御理解していただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

中山委員

やはり警察官というのは、我々県民にとって、本当に大切な、我々の命や財産を守っていただける存在であるという、こういう人たちはもっと威厳をもって、県民に態度を示していただきたいと思っております。本当に、昨日も正に隠れてやっていたんで、そんなことのないように、ちょっとまたその状況に気を付けてみてください。やはり、県外からもたくさん人が来て、こんなことを徳島県でされたんだみたいなことを言われて、徳島県の人が下がったらいけないので、そういうことも考慮に入れた取締りを考えていただきたいと要望して終わります。

岡田委員

何点か質問させてもらいます。まず、先ほど警察職員の人数というか数の話が出ていましたが、事前委員会で条例改正をして、警部補1名、巡査部長2名、巡査3名の合計6名の増員をするための条例改正をするというようなお話がございました。この、先ほど来のお話になりますと、やっぱり増員は必要であろうかなと思うんですけども、このような増員において、どのような部署に配置して、どのようにその強化体制又は効果を見込まれ

ての6名という人数を選ばれているのか、その御説明をお願いいたします。

岡崎警務課長

条例の改正をお願いしている増員の件でございますが、この度の増員につきましては、事前委員会において御報告させていただきましたとおり、国の平成29年度当初予算案におきまして、全国で警察官886人が増員されておりました、このうち本県には6人の増員が認められたものであります。本県の治安情勢につきましては、ストーカーやDV、児童虐待などの人身安全関連事案の認知件数が高い水準で推移しており、また、全国的には、我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力を強化する必要があることから、それぞれの事案を担当する生活安全部門、刑事部門及び警備部門への配置を予定しておるところでございますが、これにより、人身安全関連事案や国際テロ等への対処能力が強化されるものと考えております

岡田委員

今、説明いただきました部分、特にストーカーであったり、DVであったり、児童虐待というのは非常に対応していただいているんですけども、なかなか減らない。それと逆にいうとそのストーカーもDVも児童虐待も一度発生しますと、それが長期化していつ、ずっと何回も相談を受けたり、何回も出動するような事態になったりというような部分でもありますので、是非、その部分において増員をしていただければ、より丁寧に、そしてまた、より県民の皆さんの被害に遭われている方に寄り添いながら確実に犯人を検挙していくと、いいですか、安全・安心を守っていけるような取組を是非お願いしたいと思います。

そして、もう一つ海外のテロというお話がございましたが、最近、非常にTVでもマレーシアのあの事件等々で、本当に予測しない民間人を使ったいろんなテロというのが発生してきております。実際、日本におきましても、東京オリンピックとパラリンピックが開催されると決まっておりますし、また、徳島県においては2019年のラグビーのワールドカップから始まって、2021年には関西ワールドマスターズという大きな世界大会がございます。いろんな世界大会がありますと、いろいろ外国人の方がいらっしゃいますので、どういところでテロの対象になるかというのは本当に予測できない現実があります。まさかのまさかが起こる世界になっておりますので、徳島県だから安全だということではない時代が来ていると思いますので、その分野においても是非、世界情勢のところとのネットワーク、そしてまた、それぞれの意識の高揚というのを図っていただければ、是非、徳島県は安全に過ごせるよというようなところを、その増員する皆さんと今いらっしゃる皆さんとで構築していただきたいと思います。

それで、今日説明いただきました中に、あらゆる災害を想定した拠点機能の配備ということで御説明いただきました。南海トラフ巨大地震、中央構造線活断層を震源とする大規模地震の対応ということで、徳島県内のエリア区分を行っているというような構想を説明いただき、図面が載っているんですけども、これについてももう少し詳しく御説明いただけますか。

岡崎警務課長

エリア区分の構想等についてでございますが、県警察におきましては、東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震による津波対策等に重点を置いて諸対策に取り組んでまいりましたが、昨年4月に発生した熊本地震を契機として、中央構造線活断層帯を震源とする地震への対応の必要性を再認識したところであります。そこで、両地震への対応を想定して、資料の1枚目に記載しておりますとおり、県内の各警察署庁舎をエリアごとに分類し、南海トラフ巨大地震においては、大規模な被害が想定される沿岸エリアに所在する警察署庁舎を最前線活動拠点、中部エリア及び西部エリアに所在する警察署庁舎をそれぞれ活動支援拠点及び後方支援拠点とし、また、中央構造線活断層帯を震源とする地震においても、同様にエリアを設定して、二重三重の体制で迅速な救出救助活動が展開できるようにするとともに、災害に乗じて敢行される各種犯罪に対する警戒活動などを行うことができる拠点や体制を構築することといたしました。また、東日本大震災や熊本地震においては、災害警備活動に緊急輸送路等となる高速道路が最大限活用されたところでありまして、冒頭に、本部長から御報告させていただいたとおり、板野・藍住両インターチェンジに近い板野庁舎を広域防災センターに位置付け、救出救助部隊である管区機動隊を配置して、県下全域への迅速な対応が可能となる体制を整えることとしたものでございます。

岡田委員

正に、私が住んでいる鳴門市は南海トラフ巨大地震と、中央構造線活断層帯を震源とする地震の両方に対応する最前線活動拠点に選ばれております。実際、南海トラフのときにも津波の被害ということで、津波想定もあったんですけども、実際、中央構造線も鳴門市に、ずっと鳴門池田線に沿って走っているというのもありますので、是非、災害に強い拠点としての取組、そして、また、板野署は多分津波が来ないエリアになり、活断層も若干ズレているのかなと思いますが、その安全なエリアを選んでくださっています。そのポイントは、災害があっても機能する拠点を作るという取組。是非、エリア分けをしましたよじゃなくて、それが、うまく機能するように、そして拠点となる板野署というのが、その核となって動けるような、情報発信ができる仕組みにしていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

そして、事前委員会のほうでもう一つ、その鳴門署の防災機能の強化という、正に、今言ったとおり、鳴門市は両方の災害に遭うエリアに入っているんですけども、防災井戸というのを整備すると説明で伺ったと思うんですけど、それに井戸を設置する理由と言いますか、井戸水を上げると地盤沈下するよといった話もあるんですけども、そういう今、なぜ井戸を掘ろうとされているのか説明をお願いします。

高橋拠点整備課長

この防災井戸というのは、当然防災とか災害対応の問題であります。私も阪神大震災のあったときには警備部隊としてまいりました。都市部における水の重要性、また、今回の東日本大震災においても検視活動等において非常に水が必要であったということであります。災害時には水道の給水管が破断しますので、復旧までに長時間かかる。水道の確保が非常に難しいということでは、今申しましたように、警察活動を行う上では、水の供給が非常に必要である。そこで、警察署の敷地内に防災井戸を設置いたしまして、具体的な利

用方法といたしましては、検視活動であるとか担架、スコップとかの災害装備品の洗浄等を行うものであります。また井戸水を設置することによりまして、現在、庁舎の貯水槽には飲料水を配備しておりますけれども、想定よりも長期間使用できることにつながるなど考えております。現状でありますけれども、警察本部と鳴門署のほか沿岸警察署の防災機能強化のための調査を行っております。全ての施設で地下水があることが判明しております。順次、防災井戸の整備を進めているところであります。既に牟岐署には昨年度設置しまして、今年度は本部と徳島北署、小松島署、阿南署に着手します。鳴門署については、来年度に設置する予定で進めております。

岡田委員

やはり、生活水といいますか、飲料水は救援物資とかで送られて来ますが、それぞれの、処理するときの水が必要となるため、水の設置を進めていただきたいなと思います。ただ、鳴門署の場合、横に川があるので、その水の活用というのも是非考えていただけたら、ただ余りきれいな水ではないので、あれをどう使うかというのが問題であろうかと思えます。ただ、車体を洗うくらいには使えるのかなと思えます。警察署の場所によって、それぞれの特徴といいますか、自然環境等あると思えます。それを活用することも含めた上で防災機能を強化した各署にしていきたいなと思います。

今のお話を聞いていたら、その警察署で水が必要というのもあるんですけど、災害時に、どんな災害が起こっても、結局井戸の水があれば、いろいろ活用ができるということもあります。沿岸部以外の警察署でも随時井戸を掘っていただいたら、警察署で使わなくても、その住民の方たちが生活、衛生向上のために、いろいろ使えると思えます。消火に使うためには山間部であろうが、いろんな地域で井戸水というのは必要であって、邪魔なものではないと思うので、是非そういう取組はしていただきたいと思うんですけど、他の地域への拡大というのはいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

先ほど川の話がありましたけれども、東日本大震災のときにも検視活動では消防団の方々が川からポンプで引き上げていただいて、利用したとお伺いしております。その他の周辺の施設についてでありますけれども、今後、沿岸署以外の警察署についても必要な調査を行って、防災井戸の設置を検討してまいりたいと考えております。なお、徳島西署は、以前から井戸がありまして、現在も使用できる状態であります。駐在所では、平成26年に新設した徳島東署多家良駐在所に防災井戸を設置したところであり、予算の問題もありますけれども、必要な部分においては設置を検討してまいりたいと考えております。

岡田委員

是非お願いしたいと思えます。それで、お話ししていて思い出したんですけども、私は関西広域連合議会に行かせてもらって、そのときに神戸市の議員がおっしゃっていたのが、今、神戸市では各小学校に井戸を掘っているというお話をされておりました。それでなんでですかと言うと、やはりその衛生面に使うお水というのが、その飲料水では賄えない。特に、神戸市の場合、都会ですので、川もなければ水もないというところで、井戸

の水を使って、結局ノロウイルスとかインフルエンザの予防のための手洗い、トイレの洗浄に使うとか、それから床を水で流して衛生管理をするというお話をされていました。やはり、水というものは非常に災害時に得難いものであるのもので、どこの県内地区においても井戸を掘っていただいて、水が確保できるように。そしてまた、いろんな災害がありますので、津波、地震以外にも台風であったり、雪であったりっていう徳島県では最近、非常にいろんな災害に見舞われております。そういう意味でも、沿岸地域のみならず、いろんなところでの、生活衛生水の確保、井戸の拡大というものを是非検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう一つ、特殊詐欺防止のコールセンター事業を行われているので、事前委員会の説明の時に認知件数が2割減って、被害総額を35%減らすことができたという本部長の説明があったと思うんです。でも実際には、まだ1億7,000万円余りの甚大な被害があつて、かなり一生懸命皆さん取組をしてくださっていると思うんですけれども、なかなかその詐欺というのが減らない。また、その詐欺の手口が巧妙になってきているというのがあろうかと思うんですけれども、実際、特殊詐欺防止のコールセンター事業を去年7月から始められているんですが、それについての実績と効果というのはいかがですか。

稲井生活安全企画課長

お尋ねの特殊詐欺防止のコールセンター事業につきましては、昨年7月1日から12月31日までの半年間、主に高齢者宅へ電話を掛けまして、直接特殊詐欺の注意を呼び掛けたものです。架電した総件数は21,388世帯でありまして、この中で直接に注意喚起ができた世帯は約67%の14,365世帯であります。この事業の効果でございますが、平成28年中の特殊詐欺の認知件数、被害額はいずれも前年より減少し、高齢者被害も前年より減少しております。また、直接被害防止を呼び掛けた方は特殊詐欺の被害に遭っていないなど、抑止効果があったものと考えております。さらに、事業終了後に委託業者と実施しました検討会では、担当オペレーターから注意喚起を終了する際に、感謝の言葉を多数頂いたとの意見があるなど、県民の反応は非常に良かったと考えております。

岡田委員

やはりまだまだ減らない詐欺案件でございますので、是非続けていただきまして、そして、私は大丈夫と思っている方がいなくなるほど、周知徹底をお願いしたいと思っております。それと、もう一つあと、結局その情報を得られる方というのは、やはりお元気な高齢者で、そして、老人クラブであったり、地域の集まりであったりいろんな活動をされている方というのは、折りに触れ、いろんな警察であったり、各市町村の勉強会であったりということで、詐欺に遭われるよという勉強会をされているんです。安全運転に関しても、そういういろんな情報は得ることができるんですけれども、なかなかそういう集まりに行けなくなってきているのも現実なんですね。それで、私は議員をさせてもらって10年になるんですけれども、10年前に非常にお元気だった方が、その当時80歳だった方は、既に90歳になられてなかなかやっぱり、そういう集まりには来られなくなりつつあつて、そして、徳島県、特に人口の減少もそうなんですけど、高齢化の超高齢化という、年齢がずっと上がって行ってという一つの県の問題だと思います。それで、9月のあの老人大会では、100

歳以上の方が500人を超えているというような徳島県の現実でございます。それを踏まえて考えていくとやはり、その情報が得られない方への情報ということでラッピングバス等々で行かれているというふうに取り組もしてくださっているんですけども、その皆さんに対して、やはりその行き届いた情報発信ができるようにさらに孤立化しない高齢者の独居老人の方に特に情報発信できるような仕組み体制を作っていただきたいと思っております。それで、その中で、最近予算に上がったのが、不審電話を撃退する装置っていうのを配置するというのは、非常にそのお家にいらっしゃる高齢者、独居老人の方への不審電話の抑止になるのかなと思って話を聞いていたんですけども、その撃退装置っていうのをどのように配置されていくのかということについて、お話をお伺いしたいんですけども。

稲井生活安全企画課長

事業の概要でございますが、特殊詐欺の犯人は自分の声を録音されることを嫌がるため、着信時に振り込め詐欺等犯罪防止のため、会話が自動的に録音されずというアナウンスが流れ、その後に録音を開始する不審電話撃退装置を今回導入しまして、犯人に通話を断念させて被害防止を図ることとしております。装置につきましては約300台を導入する予定でございますが、その配付方法につきましては、今回初めての事業ということもございますので、装置の普及並びに本事業の効果検証を実施するために、県内全域に配付したいと考えておりまして、県内、津々浦々に配置されました交番・駐在所勤務員299名が、それぞれの所管区内の高齢者世帯1世帯を選定するというようにしております。

岡田委員

交番の人が、ここぞと思う人のお家に配付していただけるということです。まず新たな試みですので、この事業の検証をしていただいて、そして先ほどおっしゃっていたように留守番電話というのが非常に詐欺防止につながるというお話ですので、是非、その部分で取組を進めていただきたいと思っております。

そして、また留守番電話が詐欺防止につながるというのであれば、その不審電話の撃退装置というのは、広報活動と一緒にもう一つ、販売といいますか、その装置を自分たちで買って、例えば、県外に住んでいる親族の方が1人で徳島県に住んでいらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃんたちの電話機に付けたりということも検討されていますか。非常に、先ほどのお話によると、その留守番電話の威力というのは、まずは詐欺に遭わないというか、詐欺の犯人を撃退するのに使われるというお話でしたので、非常に効果がある話です。それと、逆に一般の留守番電話というのも、非常に効果ありますよというんですけど、それでは、多分、不審撃退装置というのは、吹き込みされてるんですよ、だから、吹き込みされている方が、効果があるような気がするんで、それに関しての販売と今後の展開というのをどのように考えてられているんでしょうか。

稲井生活安全企画課長

先ほども、御答弁させていただきましたけれども、この装置につきましては、今回本県では初めてということでございますけれども、四国管内では、香川県それから高知県でも導入、それから全国ではもう35都道府県が導入しております。そういうことでございまし

て、各県からの通報等を見てもみますと、設置した方々の90%の方々は効果があったという話が出ておりますので、こういう内容を、広く広報しながら設置を進めて、普及徹底を図っていきたいと考えております。

岡田委員

是非、その効果の実証が他県でされているという話ですので、その普及と、もう一つその詐欺防止に役立つという、本来の役目を果たしますよという点と、その1人で住まわれている方への配慮として県外から見守っている別世帯からのプレゼントなり、自分の親族を守るという意味でも使えますよということも是非、広報していただいてその1億7,000万円というのが0円になるように、是非目指していただきたいと思います。詐欺の犯人も非常に知恵がすごいのでその高齢者が駄目となったら、今度若い人もいろんな詐欺にかかっておりますので、ターゲットが高齢者だけではないですけれども、少なくとも1人で住まわれている、電話をとるのが不安だというおじいちゃん、おばあちゃん達に対しては、この装置を付けてもらって安心して日常を送れるような徳島県であってほしいと思いますので、その取組を是非お願いしたいと思います。

それと、先ほど中山委員からマラソンの話が出ていたんですけれども、その交通規制に関しては、非常に時間が長い間、今度は規制されますよね。是非早い告知と各団体さんの連携が必要です。スタート地点にランナーの方たちは、かなり早くから来られてスタンバイされてますし、1万4,000人になるとすごい数の方たちが並ばれますので、その並ばれているところからの移動とか、その距離も長いです。走る前にかんりの距離を歩くんよねというのが一番の印象だったんですけれども、是非、その辺りも早めの広報と交通安全のために、是非、迂回路等々の告知を要望しておきます。

高井委員

本日、2点質問させていただきます。徳島東署の整備事業、PFIに関するもの、それからもう一つは今回の運転免許更新センターの設置と警察署の運転免許窓口の集約についての二つについて質問させていただきたいと思います。先ほど、警察本部長からのPFIのこの3枚目の第2期宿舎整備事業の計画推進ということで、PFI事業で計画をしておりまして、県内事業者グループが選ばれたというお話がございました。これについて選定の経緯と特徴的なことを御説明いただけたらと思います。

高橋拠点整備課長

今、お話がありましたように第2期宿舎整備計画といたしまして、阿南市内に20戸、三好市内に10戸の整備を進めているところであります。PFI的といいますのは、県費の支出がございません。県有財産を有効活用する、貸付けするということですから、そういう形で整備を進めております。そこで、昨年10月末に募集公告をいたしまして、2者より提案書の提出がありました。審査の結果、過日、県内グループを事業者とする最優秀の提案者であると決定したところであります。選定された事業者の提案の特徴といいますか、その内容でありますけれども、提案の審査においては、県産資材の活用でありますとか、地

域精通度といった点を評価基準に設けたところであり、その最優秀の県内事業者の提案の中には、今申しました県産木材を活用した木造宿舎の整備としての県産資材の活用があったこと、また、県内企業によるグループの構成と地域精通度の点が高く評価されたものと認識しております。

高井委員

オール徳島の事業者グループということで、非常にPFIというのは大手が取っていきがちだということも大きな懸念の理由としてありましたけれども、今、課長からのお話、県産木材とか地域に精通しているとかいう点が多少なりとも加味されて、地元にとっても徳島県にとっても正規の手続きで選ばれることはすごい良いことだと思います。オール徳島でPFI事業に選ばれるのは、徳島県にとって初めてではと思いますので、私も地元でするので、この事業がこのとおり県内地域に精通した事業者も入って進めていただけることはありがたいなと思います。

そこで、徳島東署の庁舎整備事業の件に移りたいと思いますが、改めてこの実施方針の公表がなされて以降の事業の進捗状況についてもお伺いしたいと思います。11月定例会で、PFI法に基づいて、実施方針を公表して併せて要求水準書案の中で公表するとありましたが、その後の進捗状況について教えてください。

高橋拠点整備課長

御質問にもありましたように、昨年10月この徳島東署の庁舎整備事業につきまして、PFI法に基づきました実施方針の公表、それと要求水準書案の公表をいたしました。その後、参画を検討しております民間事業者の方との直接対話、質問であるとか意見のやりとりをしまして、また、なおかつ徳島東署の現場見学会なども実施したところであります。ちなみに見学会には16者、直接対話には12者の参加があったという状況であります。

高井委員

要求水準書を早く案の段階から公表して、以後、より多くの参画事業者との直接対話を進めるということ、前から御表明がありましたけれども、そうした事業者との直接対話をして12者と直接対話をしたということでもあります。こういうふうな直接に対話しながら、こちらの要求や向こうからの可能性やいろんなことを、きちんと詰めていくというのは良い事業にするために、かつ競争力を高めていくというためにも大変有益であるのではないかと思います。その直接対話することによって、いかなる成果があったのかということをお教えいただきたいと思っております。

高橋拠点整備課長

民間事業者との直接対話につきましては、県警察が示した要求水準書の案、これについて意見交換したところであります。その結果、事業者からは庁舎の整備であるとか、維持管理の運営につきまして、約200問にのぼる質問がありまして、今後、我々が正式な要求水準書を作成して公表しますが、それに対しては極めて有意義であったと考えております。この結果を踏まえまして、来年度に予定しています入札公告に際しては、民間事業者の参

画意欲を高めつつ、競争力が発揮できるように努めてまいりたいと思います。

高井委員

そこで、事前委員会でもお伺いした債務負担行為として90億円という予算が上がっておりますが、このおおむね60億円が庁舎建設のインシヤルコストということで、残りの30億円が徳島東署と県警本部の維持管理等の経費ということで御説明があったと思います。P F I 事業というのはやはり、設計、建築、管理という、それぞれ異なる事業をひっくめてやっていくというか、特別目的会社というS P Cというのを作って運営していってもらおうということですので、必要経費について、この契約額の範囲内である種、弾力的にやっていけるということが、やっぱり安定的な運用につながっていくのではないかと思います。今回の事業所に対して、要求水準書のほうには90億円という予算の内訳等をどの程度明らかにしていく予定なのか、お聞かせいただきたいと思います。

高橋拠点整備課長

90億円の内訳を示すのかという御質問です。事前委員会においてお答えしました、新庁舎の設計、建築、現庁舎の解体そのインシヤルコストで60億円、また新庁舎及び警察本部庁舎の15年間の維持管理等のランニングコストで30億円、合わせて90億円につきましては、現在のところ、試算上のものと考えております。P F I 事業は、設計、建築から長期間の維持管理までを包括的に行うものでありまして、インシヤルコスト、ランニングコストの詳細な内訳を示した場合は、提案の自由度の低下につながるものと考えております。したがって、入札の公告におきましては、インシヤルコストとランニングコスト、この内訳を総額のみを示して、内容的なものは示さず、事業者からの提案を頂こうと考えております。この手法につきましては従来本県において進めてきた農林関係であるとか住宅のP F I 事業においても同様の手法をとっておるものと認識しております。

高井委員

今回も15年に渡る長期の契約ということでもありますので、それでよろしいかと思っておりますけれども、そうした長期の契約の中で一つ問題はやっぱり、物価スライドへの対応をどうしていくかということがあろうかと思っております。この長い期間契約に従い、事業者が運転資金について金融機関から融資を受けてやるわけではありますが、使いながら利益を上げるということをしていかなければならない。そういう中で、物価が変わっていく、金利も上がっていく、そうした人件費も上がっていくとか、いろんな可能性がその間考えられると思います。かつても、あれは北京オリンピックの折だったと思います。平成20年かのおときも物価が確か高騰して、P F I 事業を進めていく中で、物価スライドの契約をまた変えていかねばならないというケースが、全国的に生じたこともありますので、今からやっぱりよく考えて対応していかなければならないと思います。いわゆる、このスライド契約という問題に関して、この本事業においてはどのように考えておられますでしょうか。

高橋拠点整備課長

予算の件に関しましては、まず、庁舎の整備等において、今、物価高騰が続いております

すので事前委員会でお答えしましたように、まず契約が入札にあたっての予算の確保がどうだということでもあります。PFI事業というのは、契約した後に一定の長期間、建築物のしゅん工、そしてまた維持管理が長期間行われるということから、一旦契約してしまうとそのままで、そのリスクがどちらに大きくかかってくるかというそういう議論、そういう中でのスライド契約と考えております。直接対話、先ほど申しました中でも、このスライドをどう考えるかっていうことが、事業者の方からも御意見がありました。当然、我々としては、通常想定される物価変動の範囲、これを事業者のほうである程度、規定していただくとしても、それ以上の一定の基準の下、予測不可能な物価変動については、スライド条項を盛り込んだ事業者の負担が重くならない形の契約を交わしてまいりたいと考えております。

高井委員

分かりました。北京オリンピックのときも突然の物価高騰でありましたし、今回も同じように東京でオリンピックが開かれるということは、ある種3年前まで予測できないようなことが決定してこうなっていたということでもありますし、こういう事態というのは起こりうると思います。やはりその時その時の、物価の変動というのをよく勘案する中でスライド契約ということを用いるときには適用するということになるんだろうと思いますけれども、しっかり話をしながら取り組んでいくと思うんですけども、業者の皆さんに過度な負担をかけないという観点からも大事だと思います。以前も物価が上がったときに契約変更ができない場合は、逆にこの下請けのほうにすごく価格を下げる圧力がかかってしまって、困った事業者もあったということも聞いております。そのような事態がないようにやはり、いろんな事例を勘案しながら取り組んでいただければと思います。そして、今回の契約の中で維持管理業務について、周辺庁舎とバンドリングするということを以前からおっしゃっておられました。そして、本会議の御答弁の中でも、本部長が井川議員への御答弁でしたね、本事業においては、警察庁舎の維持管理業務や周辺警察署への留置人食糧提供業務を統括して行うということを述べられておりました。いわゆるバンドリング、まとめて行っていくと。それによって、スケールメリットというか、合理化をしていくということなんだろうと思います。今後この留置人の食糧というのを、どのように提供していくのか、どのようなことが問題になっていくのかということを考えても、ちょっと想像が及ばない範囲ですので、問題点等を考えて想定していることがあれば、教えていただければと思います。

高橋拠点整備課長

留置人の食糧提供業務の関係であります。身体の拘束を受けている被留置人には、朝昼晩の3食を提供する必要があります。県下では年間約5万食を外部の食堂等に依頼の上、賄っているところであります。当該食糧というのは、1食あたり約400円でありまして、これは法務省の単価によって、若干変動してまいりますけれども、現在のところ400円です。食堂の事業者には、年中無休であること。それと朝昼晩の3食、仮に1食であっても定時に配送をしていただくこと。それと当然、事件等によったら急きょ被留置者が増えることがありますので、その対応をお願いすること。それと体調不良者がありましたら、そ

の場合は特別食を用意していただくという様々な条件の下、安定的に糧食を提供していただける事業者、これの確保には非常に苦勞している状況であります。今回のPFI事業は、先ほど委員からもありましたように、バンドリング業務では、庁舎の維持管理を徳島東署の新庁舎と本部庁舎これをバンドリング。また、糧食の提供業務については、徳島東署と徳島北署これをそれぞれ包括して業務を進めることとしております。特に、糧食提供業務につきましては、徳島東署と徳島北署、これを包括することによって、スケールメリットが生まれまして、安定的な糧食の提供につなげていけると考えております。

高井委員

年間5万食、大きいですね。私もなるほどなと思いつつ伺いました。本当に増減もあると思いますし、いろんな観点からバンドリングの対象に加えるというのは一つのやり方なのかなと思って聞かせてもらいました。改めてですけれども、本会議でも知事からも、本部長からも御答弁なさっておられました。治安維持の観点に加えて、新たな防災センターとしてもしっかり徳島東署を機能させていくというような表現もございました。できるだけ早く防災対策等、先ほども質問がございましたけれども、やはり、あの古い庁舎を早く整備してほしいという県民の方も多いと思いますので、改めて整備に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

引き続き、2点目の運転免許更新センターの設置と、この警察署の窓口の移転についてお伺いしたいと思っております。改めて、私も三好市のほうですので、この集約、本部と南部、西部と三つ運転免許更新センターを集約していくということの表明がなされて、この資料等にも書いてございます。そして、本部長からは、今、新しい全国初の出張型運転免許更新手続き等の検討という、ある種新しい、とても斬新なアイデアが出されて、私も過疎化が随分進む中では、行政の効率化等も大事でありますし、スピード化と効率化という、その即日交付をしていく作業の大事さ、早く免許を渡すということとともに、やはり厳しい条件、厳しい地域に住む人たちに対する配慮という大変難しいところをこれから調整していかなくてはならないんだらうなということも理解できます。しかし、改めてやっぱり高齢ドライバーが増えている中で、窓口を集約化していくことに関して、この持続可能な免許更新制度を維持していくためにも、まず、なぜ現行窓口の集約化を凶らねばならないのかという観点の、根本的な考え方から教えていただきたいと思います。

中野交通企画課長

運転免許の更新窓口に係る御質問でございますけれども、本県の運転免許人口は平成20年をピークに減少傾向にございます。約1万人くらい減少しております。そして、その特徴としまして徳島市及びその周辺においては増加してございますけれども、その他の自治体等では減少基調が顕著となっておりますところでございます。今後、県内人口の減少であるとか高齢化率の進展などから、免許人口についてもこうした傾向が顕著になるものと考えられます。このような状況の中、県警察として限られた体制の下、県下全域におきまして同一水準のサービスを提供するためには、新たな免許行政の在り方について検討する必要があると認識しております。そこで、県警察が検討しております運転免許更新センターでございますが、受付したその日に更新免許の交付が可能となるものでござい

まして、これにより県民生活の更なる利便性の向上を図ろうとするものでございます。なお、そういった即日交付を可能とするためには、オンラインで全国システムに接続するための端末装置であるとか免許証を作成する機器、そういった整備が必要でございまして、講習スタッフについても、常時配置する必要がございます。限られた予算と要員の下、運転免許更新センターを設置するためには、警察署の窓口を集約するなどの対応が必要と考えているところでございます。

高井委員

確かに、窓口の集約化によるサービスの向上と、引き続き、この窓口を存続してほしいという二つの要望がある中で、これを解決する方策をいろいろ考えていかなければならないということの中での、この出張更新窓口の検討ということなんだろうと思います。しかし、改めて窓口がなくなるということに対しては、やはりなかなか遠方まで行けない方々もおりますので、非常に心配の声も上がっております。今、窓口業務等、各地域のその交通安全協会の皆さんも、そこで担ってくださっていると思いますし、いろんなこの体制を変えていくということは大きないろんな問題点も伴うものだろうと考えています。今回出させていただいております、この資料4枚目を見ると、確かに地域分散して考えると、保有者の全体数が52万7,000人ということで、毎年更新する人は約12万人という御答弁があったように思いますが、それをこの地図に落とし込んで考えてみると、例えば県中央部で考えますと、1年間で約12万人更新するとなったら、中央部で約30万人、あと地域のそれぞれだと思いますが、これを例えば月で割っていくと、県西部でいうと月1,800人程度、県南部だと月1,600人程度、中央部で月6,600人程度とおおざっぱな計算でいくとこんな具合になると思います。これを日で考えたら要するに1日60人程度は県西部で更新をすると、中央部は220人程度、県南部なら52人程度という具合になるだろうと思いますが、1日60人例えば、県西部でいうとですね、この県西部というくくりの中で、60人とか毎日どこかで更新したいと、その時に例えば、阿波市や吉野川市に運転免許更新センターが置かれたら、三好市であるならば、例えば、祖谷のほうであったら大変な距離で更新に行かなければならないということになります。これは本当に大変だなというふうに考えています。

今、美馬市と吉野川市でしょうか、何か免許のこの更新センターの設置の誘致に手を挙げているということが、質問の中でございました。この人数割からしても確かに阿波市と吉野川市が多いので、そちらに寄らざるを得ないのかなということは私もよく分かるんですが、やっぱりこの山間地域に住む人はどうしても車がないと困ると。病院に行けない、どこにも行けないという方が多いですので、やっぱり何らかの多少なりとも配慮ということをお願いしたいと思っております。今後、そうした二つの相反する要求を満たしていくというか行政として隅々までいろんな方々のことを考えていくという点からも、この窓口の在り方と運転免許更新センターの整備について、どのようにこうしたところを満たしていただけるのか、お考えを教えてください。

石川交通部長

確かに委員御指摘のとおり、冒頭の本部長の報告でもありましたように、より近い場所での即日交付を望む方もいらっしゃる一方で、やっぱり警察署の窓口で更新したいという

方もいらっしゃる、そういう相反する要望があるというのは十分認識しております。全国においては27の都道府県で運転免許更新センターがあるんですけれども、運転免許証のセンター以外でも即日交付が実施されておまして、全国の更新者の約8割が即日交付を受けているというのが現状でございます。相反することで他県ではどうなのかということを見てみますと、更新センターの整備状況を見ますと、警察署に窓口を全く設けずに更新センターと免許証のセンターだけで集約している県もございますし、一方で更新センターのほかに、一部、警察署に窓口を残しているという県もあります。それぞれやはり県の事情が違うんだなというように思います。ですから県警察としましては、今後、徳島県の各地域における地勢とか道路状況、その他更新手続の現状などこれからつづさに検証いたしまして、更新センターの設置とか警察署の窓口の在り方を慎重に検討して決めてまいりたいと思います。

高井委員

やっぱり、距離とかいろいろ人口構成とかも勘案して、できるだけ大変厳しいというところは窓口を残すという検討もしていただきたいとも思っておりますし、改めてこの出張型の更新受付という徳島モデルのことをしっかりと検討もしていただきたいと思います。本当に、出張型といってもバスで行って、そこでオンラインの端末を置いて手続きができるようにするのか、それともいろいろ広い県内で出張先を、その更新受付をするところをどこにいつ回して行くのかなど、いろんな課題もあろうかと思っております。やっぱり出張型といっても、何人か集約して対応するということになるのであろうと思っておりますので、いろんな人的な整理とか事務的な整備、機能的な問題等もこれからいろいろ検討していくべきところなんだろうと思っておりますが、この件に関して、今検討している中身があれば伺いたいと思います。

石川交通部長

中身といいますと、今、相反する警察署の窓口、あるいは近くで免許更新がしたいんだ。ただ、それは即日交付じゃなくてもいいよってという声とやっぱり仕事をしているので、即日に免許がほしいっていう相反する声があります。そこで、落としどころといいますか、両方の相反する要望に何とか答えられるような方法はないかということで、本当に模索をしているところであります。出張型も本会議の答弁でも申し上げましたように、10月に向けて試行というのは、実際にやってみて、受ける方の意見を集約してアンケートを取りまして、こういうほうが便利だとか、こういうふうにしてほしいという実際の免許講習をされる方の意見なども十分聞いた上で、どういう在り方がいいのかというのを本当に慎重に、これから検討してまいりたいと考えております。

高井委員

是非とも、よくいろいろな方の意見を聞いたり、人口構成や人口地域における配慮をお願い申し上げて、かつ警察署の統合等、徳島東署の新庁舎建設等いろいろな急ぐ事業とともにやっぱりしっかり検討していかなければならないことと、その政策決定の面でも両面あると思っておりますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

南委員長

午食のため休憩いたします。(12時09分)
なお、再開は午後1時10分といたします。

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時12分)
質疑をどうぞ。

山田委員

私のほうからも、数点聞きたいと思います。まず、午前中に高井委員から質問があった徳島東署問題についての財源の中身なんですけれども、徳島東警察署等のPFIの債務負担行為ですね、90億円。中身は先ほど出ました。この内訳について、まず御報告ください。

高橋拠点整備課長

この予算案に出しております債務負担行為90億円、これの財源の内訳についてであります。特定財源では、庁舎整備の一部に充てる国庫補助金、これが6億6,750万3,000円、同じく庁舎整備の一部に充てる県債、これは25億3,400万円、最後に被留置人の給食経費、これが国からの償還金でありますけれども2億4,450万円の計34億4,600万3,000円、これが特定財源になりまして、それ以外は、庁舎整備であるとか、維持管理経費の一般財源を充てるものであります。

山田委員

ここで国支出金の6億6,750万円の件なんですけれども、これはですね、いわゆる補助率っていうのは一体どういうふうになっているのかということと、過去に徳島北署とか阿南署とかでも既にこういう形で整備が行われているわけです。その実績も含めて御答弁ください。

高橋拠点整備課長

御指摘のとおり、庁舎の財源の一部として国庫補助金を充てておりますけれども、これは警察法と同法の施行令において都道府県に補助する経費としまして、警察官数を基準としてその所要額を算出し、法令上その10分の5、すなわち2分の1を補助すると規定しております。同法に基づき、警察署の庁舎整備についての補助金が交付されますけれども、これまでの、近年でいえば平成19年阿南署は建築経費約16億7,000万円に対して、補助金が約1億9,000万円、平成15年にしゅん工いたしました徳島北署、これは建設費が約14億4,000万円に対して、補助金が約1億8,000万円という状況であります。

山田委員

補助率は半分なんですよ。どう見てもずっと少ないままでないかと。私自身は、裁判所跡地への徳島東署移転については駄目だということについてはずっと言ってきました。当

然、徳島東署は建て替えないといけないということではみんな一致しております。しかし、この場所が適地かということについては、疑問を持ってますけれども、同時にこのお金の使い方とか出し方、基本的には半分ということになっているにも関わらず、さっき徳島北署や阿南署も含めて答弁されました。また、今回も何でこんなに低いんですか。額面どおりの半分というのに、何で警察庁は出せないんですか。

高橋拠点整備課長

警察法においては、予算の範囲内において補助すると規定されております。当該補助金の交付額は国、つまり警察庁において、しかるべき予算調整がされた上での交付額であると認識しております。

山田委員

よく分かりません。県民の皆さんにも分かりやすいように一応形の上はいわゆる半分と、なっているわけですね。しかし、実態はそういうふうになってない。そういうことについては、当然おかしいのではないかと。特に、国の警察庁絡みもあるので、本部長等々も含めて聞いておきたいんです。これからいろいろと大きい施設に係っていくわけです。その際に、一応さっきも言ったように補助率は半分やで、国の仕組みがあるにも関わらず、実態はそれよりはるかに低い。この状況、一体これでいいのかと思うんですけれども、この点はどうなんですか。

高橋拠点整備課長

繰り返しの答弁になりますが、警察法におきましては、予算の範囲内においてと書かれておきまして、当該額面というのは警察庁において、しかるべき予算調整がなされた上での交付額であると認識しております。

山田委員

しかるべき予算調整の下でと言うけれども、一応、形の上では半分なんですよね。予算調整の中でと言われても県民の皆さんからして、おかしいのではないかと、何でそうならないのかと。従来、徳島北署にしても阿南署にしても、今回の徳島東署にしてもそういう状況が続いている。県は、これを異常だと思わないのでしょうか。高橋課長は実務方だからそういうふうに使われているけれども。いわゆる警察庁から来られている皆さんは、これをおかしいとは思わないのですか。

増田警務部長

非常に申し訳ないです。今のおかしいと思うというお話ですけれども、やはり警察法の第37条第3項、これ先ほど課長からも話がありましたように、予算の範囲内においてという前提なので、そういった意味で、補助されているのは予算の範囲内においてされているということになりますので、その調整額というのは、国においてしかるべきだということですので御理解いただきたいと思います。

山田委員

御理解いただけるのかと思いますね。更に驚いたのは、今回PFIでやるよと、さっき午前中にも議論がありました。その中でね、今回、PFI事業は、経費を平準化するというのがメリットだと言われておりますけれども、多額の県債が発行されているということです。一体、これはどういう仕組みになっているんですか。

高橋拠点整備課長

元々県債は、イニシャルコストに充当されるものでありまして、建築に充てるものでありますけれども、そもそも地方財政法によって公共施設の整備には県債を財源とできるものと、こう規定されております。本事業においても、県債全額、警察署の庁舎整備に充てるという予算調整を行っております。

山田委員

そしたら、経費の平準化だと午前中も議論してまいりました。それからしたら従来と変わらないのではないですか。従来方法でいいのではないかと思うんです。PFIというのは民間資金等々を活用してというふうな格好で言われているにもかかわらず、莫大な県債で25億3,400万円ですか、入っている。それならPFIと言いながら、平準化する意味、それにつながるのか。県債を25億円出すんですよ。この点はどうなんですか。

高橋拠点整備課長

これまでも繰り返しPFI事業のメリットについて、数点申し上げております。一つは設計、建築、維持管理等が包括して行われることによって高いサービスが得られる。2点目というのは事業の期間中、このサービスの対価として割賦払いをして、県の財政負担の平準化を図られるということでございます。特に、庁舎整備につきましては、多額の経費を要するところは、これまでも申し上げたとおりでありますけれども、従来手法においては建築後すみやかに、県債であるとか国庫補助金、また特定財源を抱き合わせまして支払いをしておるところであります。ただ、PFI事業においては、一般財源を必要とする部分、これについては平準化して割賦払いすることになりますので、県債という形で充当はしておりますけれども、一般財源に係る部分については15年間で割賦払いをする。一時的な財政負担の軽減を図るとそう考えております。なお、同様の事業を、これまで県が進めてきた農林関係でありますとか、住宅系についても同様の経理がなされておるものと承知しております。

山田委員

これ自身もやはり、おかしいですよ。だからPFI手法というふうな格好が、これは主には、これから先の経営戦略部のほうでも議論をしていかないといけないわけですが。どう見てもやっぱりおかしいなと思いますし、経費の平準化ということをやりたい文句にしているけれども、残念ながらそういう状況になってないということが分かりました。

さらに、徳島東署問題について、本会議の質問も踏まえて聞きたいと思います。知事は答弁の中で、部内アンケートや有識者会議の提言、つまりこの基本構想ですね、その声が

まとめられているということが最適地の第1番だと、3点言われた中で1番にそれを挙げました。しかし、一方、本部長は少し、ニュアンスが違って、基本的に可能な限り基本構想に沿ってという答弁をされました。若干やはり、答弁のニュアンスが違うなど私自身は受け止めました。そこで、そもそも論を聞くんですけれども、平成24年1月27日、知事が最適地という評価をした部内アンケートですね。どのくらい的人数で、また、その結果、最も多かった声というのは、複数回答ですから、それはどういうものですか。

高橋拠点整備課長

部内アンケートについてでありますけれども、これは基本構想にも一部記載してございます。実施期間が平成24年1月27日から2月10日の15日間、対象職員は1,770名であります。有効回答が、約95.4%という形で寄せられているということです。アンケート項目は立地条件であるとか、治安上、災害対策上、求められる関係について回答を求めました。その結果、立地条件としまして、徳島市の中心街、繁華街の近くとか、また治安対策上は留置施設の整備であるとか、当然緊急出動しやすい状況であるとか、また、耐震性を備えておるとか、そういう内容の回答があったところでございます。

山田委員

高橋課長、今の答弁で意識的に外されたのかどうか、分からないですけれども、最も多かったのは、十分な数の来庁者用駐車場の確保というのが977人、実はこれが一番多かったんですね。先ほど言われました、留置場の確保の問題やそのほかのところでは、他所属専用の駐車場整備というのもあります。つまり、多くの声は、基本的に徳島東署、現在より広いところを確保する。来庁者駐車場も含めて、また、留置場の確保も含めそういうことが私は、この基本構想の基本的な中身であると。部内アンケートの中身も有識者会議も時間の関係で紹介しませんけれども、同じことを書いてある。広さ、狭さではなく、広さということがうたわれているわけです。しかし、現実には徳島東署は、現在の敷地面積より1,000平方メートル狭い、上に高層化するから大丈夫だという議論もありますけれども、そういう問題ではないと思うんですけれどもね。また、その来庁者駐車場の確保という回答が977人、アンケート対象者が1,770人ですから、最も多い回答を挙げている。これについてどう受け止められているんですか。

高橋拠点整備課長

この基本構想におきましては、先ほど議員のお話のあったとおり、来庁者のための駐車場が慢性的に不足していると、そういう内容を記載しております。それは、どういうことかといえば、今、現在我々が把握しておるのがですね、来庁者は大体20台から25台の駐車場があるんだろうなという、そういう想定であります。ただ、警察の場合、事件捜査等において、本部職員であるとか、また、周辺から来る捜査員の車両が占有する状態になって、その20台から25台が非常に来庁者を極めて確保するようにしておるんですけれども、どうしても深夜とか早朝に捜査員が来た場合、継続しておりますので、その部分が一般の駐車場の部分を専有しているという状態でありました。そういう部分も含めまして、我々、20台から25台を確保し、なおかつ捜査員車両枠を確保したいという、そういう思惑でありま

して、これが移転場所4,000平方メートルでありますけれども、なお、前回等から申し上げておりますけれども、現在の徳島東署庁舎の駐車場を有効利用することによって、こういう問題が解決されるものと考えております。基本構想は、本部長が答弁したとおり、予算であるとか、土地は決まっておりましたけれども、基本的には庁舎の機能を盛り込んでおまして、その駐車場等々については、今後の制度設計で十分確保できると考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

山田委員

今後の制度設計で見通しを立てられると言いましたけれども、付託委員会で高橋課長自身の答弁で駐車場については、現在は公用車を含めて100台が確保されている。過去いろいろな変遷があったけれども、100台というのは、昔、職員駐車場も含めていたんですが、それを全てなくした100台だというふうに書いて、結論として、今回の裁判所跡地では60台くらいにまとめるけれども、残りが40台足らないと。だから徳島東署を取り壊した後に持っていくと。そこで確保できるという答弁をされておりました。この答弁は既に生きておると思っております。さっき来庁者の数を言われました。これ有識者会議やこの基本構想の中では1日徳島東署については、約250人が来庁、もちろん公共交通機関で来られる方もおるでしょう。しかし、先ほど言った数字とは違う。250人を前提にしたらね。つまり、広い駐車場というのは少なくとも要するという状況になると思うんですけれども、そのあたりはどういうふうに駐車場問題を考えるのか、今後の制度設計で先送りですか。

高橋拠点整備課長

先ほど申しました、20台から25台というのは、250人とは必ずしもつながらない数字でありますけれども、それは当然、公共交通機関であるとか、他の交通によって来庁されている方であると考えております。ただ、20台から25台を確保すること、更に庁舎内で必要な駐車場を確保すること、これにつきましては、現在示している要求水準の案、それと今後正式な要求水準を策定いたしますけれども、これの公表に向けては、大体6月ぐらいの予定でありますけれども、それまでにはきっちり固めていきたいと考えております。

山田委員

固めていきたいのは分かるけど、要求水準案の段階でこの駐車場あたりは必ず今言ったような要望がいわゆる部内アンケートも含めて、そういう状況には、残念ながらならない。あの4,000平方メートルの敷地に高層階を建てたら、絶対に駐車場に影響が出るのは明らかではないですか。専門の建築士さんが実際に絵を描いて示してます。桜の問題もそうです。本当に全て北西部の、いわゆる早咲き桜も含めて保全できるのかと。今のままの4,000平方メートルの中で建てようとしたら、そういう矛盾が出てくると思うんです。この点をまずどうかという点と、先にいきますけれども過去にこの徳島東署について様々な場所が検討されてきました。平成23年11月に、この移転先の比較表というのが出されております。現在の徳島東署より、敷地面積が狭いところは検討されてきましたか。

高橋拠点整備課長

まず、後段の答弁でありますけれども、当然、その当時検討していた資料は、県有地であって、なおかつ一定の場所が見込まれるところでありますので、徳島東署の現在地以外ですね、運転免許センターであるとか聾学校であるとか、また、徳島東工業高校跡地は現在より広い場所であります。

山田委員

広い場所だということは分かりました。そういう所だったら、この部内アンケートや有識者会議の提言の趣旨をしっかりと受け止められると。例えば、聾学校。比較表の中では1万2,000平方メートルと書いてありますけれども、四国財務局は1万4,000平方メートル余りという数字を挙げているようです。いずれにしても1万平方メートル以上はあるという状況からしたら、例えば、防災上の機能はもちろん、徳島駅前からも近いという項目もできる。様々なもちろん全てが良しというわけにはいかないかもしれないけれども、そういうことが基本的にこの徳島東署の基本構想が生かされる場所だと、実はこの比較表のときに徳島東工業高校跡地ね、ここは全ての面で良しという検討結果になっていたんです。そういうことから言えば、裁判所跡地の4,000平方メートルではなく、もっと広い敷地を選ぶべきではないか。森友学園等々の問題もあってというふうな状況、わざわざ国有地を変えてではなく、現在の徳島東署の整備を県有地の中で行う。確かに早くしないといけない。そのとおりです。しかし、急がば回れという言葉もあります。そういうところもしっかりと手立てをすべきではないかと思いたすがいかがでしょう。

高橋拠点整備課長

先ほどの検討は、県有地を中心に検討しておりまして、その中で最適地はどこであるか。そういう判断を当時したということでもあります。ただ、当時、現在移転先としての裁判所北側、この判断というのは当然国の土地でありますから、そういう判断の土俵に上がることはなかったということでもあります。現在の時点においては、提言も踏まえまして、移転用地は裁判所北側が最適であると考えております。

山田委員

聾学校跡地だったら何で駄目なのかということのを端的に聞いているんです。それとの関係で、森友学園が話題になってます。近畿財務局が土地処分を審査する審議会の決定前に森友学園が大阪府に対して、国有地を貸付けできる見込みであると事実上の内諾を伝えていたことが今、問題になってます。今回の裁判所跡地問題でも、今回予算に出てます。また、今、高橋課長が言われたように現在あそこの土地は県有地にはなっていません。県有地にもなっていない場所で何で予算化したのかということも含めてね。また、森友学園等々の影響もあって、これから恐らく国有地との契約について、いろんな面での配慮が出てくるとも考えられるわけです。だからそういうことから考えたら、やはり、裁判所跡地については撤回して、県有地の中で進めて遅れを取り返していくと、これが当然の姿だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

私ども、国の財務等からの利用照会を県から受けまして、それで適地を判断したものであります。もちろん、その段階で現在もまだ交換という形で完了はしておりませんが、国の審議会では、話をして進めることは了であると。そういうものも含めまして、事務を進めているところであり、今回の予算もその内容に沿った、ある程度国の調整に沿ったものであると、そういう認識をしておりますので御理解いただきたいと思います。

山田委員

この点については、やはり県民とともに一緒に考えるべき時期に来ていると。やはり、何が一番ネックかと言えば敷地の狭さです。それと、さっき言った弁護士会から出ているような、チェックする裁判所とチェックされる警察が同居するという問題もあります。山梨県警の議論もありました。しかし、山梨県警です。基本的には甲府警察署の範ちゅうです。それ以降はありません。そういうことからみたら、わざわざ徳島県でその地を選ぶ必要があるのかなと思います。

あと1点だけ聞いておきたいと思います。同じく債務負担行為で、緊急配備支援システムというのが出されております。このシステムですね、当然国が措置すべきものなんかなというふうに思うんですけども、警察庁の行政事業レビュー申告を見ました。全国で1,500基ということが、毎年のようにずっとやられてきたということですけども、このシステムでは、県は今回予算化というか、この債務負担行為で掲載されておりますけれども、何基くらい掲載されようとしているのか。簡単に中身を含めて御答弁ください。

尾田会計課長

委員から御質問の緊急配備支援システムですが、今年度債務負担として、5年で4億7,000万円計上しております。まず、1点目のシステムの概要について簡単に説明させていただきますと、このシステムというのは、緊急重要事案が発生した場合に、手配車両のナンバーを登録し、当該車両ナンバーと一致した場合、その車両の補足に活用するものであり、早期の犯人の検挙、円滑な交通流の確保に絶大な効果があるシステムと認識しております。今回の債務負担行為でありますけれども、現在のところ、三つのリース契約、異なるリース契約により、現在システムを運用しておりましたが、来年度の予算案におきまして、この三つを一つの予算に取りまとめて計上しております。次の契約におきましては、三つを一つにするというスケールメリットと、更に競争原理を働かせることにより、より高性能で、多くの装置の配備が可能と考えております。なお、具体的な基数につきましては、再構築によりまして装置自体は現在の倍増を予定しております。ただ、整備箇所等につきましては、これを明らかにした場合、犯罪捜査に影響等を及ぼす可能性がありますので、答弁を差し控えたいと思いますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

山田委員

実は、このことを何で質問したかといえば、以前2006年、愛媛県警の捜査員が、このNシステムのパソコンを管理していて、香川県、愛媛県、徳島県の国道及び高速道路を通過した車のナンバーが全部流出しました。その数は約10万人と言われております。今、国会でGPSの問題がいろいろ議論され、また、最高裁判所でもこれから判断が出ようとされ

ている中で、このNシステムの整備にあたって、こういう流出の危険性についてどう考えられているのかという点について、お伺いします。

尾田会計課長

まず、システムの管理等の御質問だろうと思います。このデータの管理につきましては、システムによる管理の徹底とデータを取り扱う担当者等に対する内部規定の整備、いわゆるハード、ソフトの両面から担保しているところでございます。まず、システム管理につきましては、収集されたデータにつきましては、警察本部庁舎内の中央装置に蓄積されます。その中央装置にログインするためには、ユーザ認証機能を持たせ、あらかじめ権限を与えられた者のみがアクセス可能となります。なお、このアクセス記録につきましても、保存の上、後々においても利用者等が分かるように管理を更に徹底してまいります。一方、運用面でございますが、これにつきましては責任者を明らかにするなど、管理徹底のための内部規定を設けているところでございます。具体的には、出力記録の複写の禁止、不要となった出力記録の速やかな廃棄により部外への漏えいを防止するための措置を講じるなどによって、更に徹底してまいりたいと考えております。

山田委員

今日の議論を踏まえて、来年度、またこの委員会にいたら、聞かないといけないなということが沢山あるということです。議案の態度なんですけれども、先ほど言いました、PFI絡みですね、徳島東署の裁判所余剰地への移転については、同意できないということで1号議案については反対します。

喜多委員

今回、平成29年度に向かつての徳島東署の整備ということで、いろいろ説明がありました。以前、この完成時期について、平成31年、32年で工事を進めていくということでありますけれども、ということは平成33年春完成ということで計画予定を進めているということでもありますけれども、それでよろしいでしょうか。

高橋拠点整備課長

委員から今、お話がありましたように、平成30年に設計し、平成31年、32年でと考えております。ただ、埋蔵文化財等、不測の事態もありますけれども、現在の予定はそのとおりであります。

喜多委員

県民、市民が、県都の中心であります徳島東署の整備については、1日も早い完成をという意見をよく聞きます。新防災センターを兼ねたということで、この東署の整備だけでなく、徳島県の中心街の安全機能を一身に集めた徳島東署ということであります。是非とも、設備は最新鋭の設備で整備していただきたいということであります。これから設計、それから施工ということにもなりますけれども、どうか予定の平成33年春の完成を目指して、是非とも御努力してほしいなということを要望しておきたいと思っております。

そして、1点だけ、前にも提案をさせていただきましたけれども、徳島城に隣接する徳島東署ということで、徳島といえば、阿波藍、青石ということで、是非とも今回の庁舎と合わせて情緒のある、歴史のある青石を使った庁舎にしてほしいなと前に要望いたしましたけれども、その後、御検討はどうですか。

高橋拠点整備課長

6月議会において、委員から阿波の青石の活用について、御提言を頂きました。先ほど、高井委員にも要求水準書の案を10月に公表したということをお話ししましたけれども、その要求水準書の案において、その中に使用材料として、費用対効果を考慮した上で県産資材、これは資材ですから、木材であるとか、青石であるとか、LED等を積極的に取り入れ活用することと明記したところであります。今後、事業者の選定の際にも、県産資材の使用に関する提案に対しては、地域への貢献度が高いものとして評価をしてまいりたいと考えております。事業の選定に関しては、積極的な阿波の青石の活用を考えております。

喜多委員

是非とも、県産材を使った全国に誇れる徳島東署ということで、いわゆる繰り返しになりますけれども防災センターを兼ねた徳島東署ということで徳島県民、市民の信頼を一身に受けてやってほしいなと要望しておきたいと思っております。

もう一つ桜については、この間も改めて行って見たんですけど、やっぱり古い。植えてから40年ということであるようですので、現在は非常に老朽化しておるなと思っております。切る切らないは別にしても、できたら、この新庁舎を建てるのを機に早咲き桜ということで、蜂須賀桜を何本か是非とも植えてほしいなと。これからの新しい徳島東署の顔として目玉の一つになるようなことを計画してほしいなと思っておりますので、記念植樹ということも含めてですけれども、これも要望しておきたいと思っております。

私も、とくしまマラソンに、これまで9回、一つもけがもなく、事件もなく、もちろん事故もなくできたというのは、白バイ隊を先頭に、陰になり日なたになり皆さん方の、そして多くの方々の御努力によるものだと思っております。10回大会も1万4,000人が、けがもなく、病気もなく、事件もなくできるように、コースも一部変わりましたが、是非とも頑張ってください、成功してほしいなと思っております。11回目からどんな企画をするか分かりませんが、中山委員が言いました2万人を目指して将来的には、徳島県の新しい観光の目玉も含めてとりあえず10回目を成功させてほしいなと思っております。東京マラソンのように、応募者数が三十数万人になるように、いろいろアイデアを凝らして、担当は違いますが、やってほしいなと思っております。それは、ひいては徳島県は安全に走ることができるなということが一番の要素だろうと思っております。私も、参加することに意義があるということで、完走は目指しますが、頑張っていきたいと思っております。

そういうことで、徳島東署もこれからの平成33年春を目指して頑張っていってほしいと思っております。

もう一つが、この近くの南末広町にオープンが予定されております、予定では今年の春ということでもありますけれども、うわさでは4月末くらいにはオープンするのではないかと

という話もあります。ということは、もう本当に日がない中で、この新しい施設のイオンモール徳島の警察官立寄所というのも新設を予定されているようでございます。そんなことも含めて、イオンモール徳島、日に日に完成が間近になっていって、養生を外したら、意外に大きくてこの場所で、これだけの施設ができて交通安全はいけるのかなということが一番に思いました。それはこれから対策を立てることもあろうと思いますけれども、とりあえずイオンモール徳島の駐車台数とか、もし分かっていたら結構ですけれども、どのような規模になっているか。

中野交通企画課長

イオンモール徳島のオープンに関する御質問でございます。委員から御質問のとおり、イオンの開業については、4月下旬と報道されておりまして承知をしております。イオン側に確認しましたところ、イオンモール徳島の駐車台数につきましては、店舗施設内駐車場約2,000台、第2駐車場、これは旧徳島東工業高校跡地でございますけれども、それが約1,000台と承知しているところでございます。

喜多委員

フジグランとゆめタウンは、北島町と藍住町ですけれども、あれがオープンしたときは道路の車が一つも動かないというような状態でありました。規模がそれ以上に大きくなるということで来店する人は、渋滞を覚悟で行くので、それはそれでいいんじゃないかと思えます。けれども、付近住民とか企業が周辺にいっぱいありますけれども、企業、住民の方々は本当にちょっと用事があっても、帰ってというわけにいかないということもあると思えますし、もう一つは、火事とか、急病とか、特にどうにも動かないという状態の中で、心配している1人でございます。その新しく4月の末にオープンする予定のイオンモール徳島の安全対策、交通対策というのはどのようにしていくんでしょうか。

中野交通企画課長

イオンモール徳島の交通安全対策につきましては、交通渋滞がかなり予想されるところでございます。そこでイオン側に対しまして、主要交差点であるとか、駐車場出入口へのガードマンの配置、あるいは臨時駐車場、すなわち3,000台プラスアルファ、そういった臨時駐車場の確保やシャトルバスの運行について、お願いしておるところでございます。また、店舗付近の住民の方々に対する説明、こういったことにつきましても、いろいろと対策を申し入れているところであります。県警察といたしましては、交通渋滞状況に応じました周辺地域の信号周期の変更であるとか、道路管理者と連携しまして店舗入口付近の交差点の誘導帯の改良、そのほか、多数の車両が店舗周辺に集中することによって、交通事故の発生や緊急車両の通行等に支障を及ぼします違法駐車車両などが予想されますので、休日等における出動警察官の増強などについて、現在検討中のところでございます。

喜多委員

もう開店の予定まで来ております。日があるようで、あまりないのではなかろうかと思えます。更なる住民への説明会をしていただいて、緊急車両が支障のないような対策を一

番に考えてほしいと要望しておきたいと思います。それと警察官立寄所というのは、これもオープンに合わせて設置するようになるんですか。

岡崎警務課長

連休頃にオープンしますイオンモール徳島の中に、警察官立寄所をオープンと同時に設置する方向で、今、検討を進めているところであります。

喜多委員

今、いろいろ説明を頂きました。予想が立ちにくいような交通渋滞であろうと思います。それまでの体制と、そしてオープン以降の体制といろいろと状況を見て、少しでも渋滞が少ないように、そして、しらさぎ大橋のあの通りですけれども、しらさぎ大橋の渋滞を避けるということも予想されておると思います。幹線の通りは通るように、また方策も考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

もう一つが交通安全でありますけれども、委員会の度にいろいろと安全対策について提案なり提言なり意見を申し上げてきました。先般、新聞報道でも載っておりますけれども、新しい1年生が飛び出し等によって、交通事故に遭うということが、この4月、5月が非常に多いという中で、是非ともこれだけは、絶対に起こらないように。子供さんが4月のときは、保護者なりPTAなり学校の先生なりが、総出で送り迎えして、安全対策を万全にしております。これがちょっと緩んだときに、本当に大切な宝の命を失うことのないように、4月は特に安全対策をしてほしいなと思っております。

その中で、朝日新聞に今もずっと連載されているんですけれども、「(小さいのち)道に潜む危険」ということで、いろいろと交通事故だけでなく、その他の事故も合わせて、ずっと連載されているわけでございます。その中で、歩車分離式信号ということが掲載されておまして、イギリスなんかは大分進んでおって、交通事故は非常に少ないということです。以前に、津田の町でも1人で下校途中の小学生が、信号が青になったから、直ちに渡ったらダンプカーも信号が青で、こっちに来ていたということで、当然、歩道で一旦停止しないといけないのが、見落としたかで、引いてしまって子供が亡くなり不幸な結果になりました。人も車も信号が青だから進む、これは当然でありますけれども、歩道で一旦停止ということが徹底できてなかったということです。県内で歩車分離式信号というのは、どのような現状で進められておるのか、お尋ねをいたします。

中野交通企画課長

歩車分離式信号の御質問でございます。歩車分離式信号、これは文字どおり車と歩行者を分離するものであります。交差点におけます車両と歩行者が交錯、事故であるとか、そういったことがないようにということで、すなわち歩行者の保護というための信号表示を行うものでございます。この歩車分離信号には2種類ございまして、全方向の車を一斉に止めて歩行者だけを横断させる、そういったものが全部で34か所ございます。もう一つは全方向の車を止めずに右折と左折だけの車を止めるという一部分離といわれるものが14か所のトータルしますと48か所に歩車分離信号を整備している状況でございます。なお、県下の整備率でございますけれども、3.1%という状況でございます。

喜多委員

いろいろあって、このまだ3.1%、48か所しか進められてないようでありますけれども、何を優先すべきかという、子供さんも含めて、人の命だろうと思っております。少くらい車の渋滞が増えても、子供の命、そして、人の命を守るというのが大きな使命の一つではないのかなと思います。繰り返しになるかもしれませんが、歩車分離信号のメリット、デメリットをお尋ねいたします。

中野交通企画課長

歩車分離信号のメリット、デメリットということでございますけれども、歩車分離信号というのは、交差点において車を止めて歩行者を安全に横断させるというものでございまして、歩行者の安全確保、また、交差点事故の減少に大きな効果が認められることがあげられます。他方、デメリットとしましては、歩行者用信号だけ青色となりまして、車両の待ち時間が増え、車両の交通頻繁な道路におきましては、交通渋滞の原因となり、交通の円滑さを阻害するということが挙げられます。

喜多委員

いろいろとメリットとデメリットがあろうかと思っておりますけれども、車が何台か止まっても子供さんの命を守るようなことをこれからは是非してほしいなと思います。どこかの県で、歩行者がない場合は、信号が青にならない、赤にならないというか、歩車分離でも変則的な歩車分離らしいんですけれども。心配は、歩行者用の信号が青になって、車用の信号が青になって、事故を起こすということが事故の原因なんです。歩行者用の信号が青で、車用の信号が赤になって歩行者がいなければ、渋滞の原因になるらしいので、それが歩行者がない場合は、その青信号が青にならないということで、そういう信号もあるようでございます。どうぞ命を守る信号機ということで、これからはいろいろな方策を考えていただいて、子供さんの交通事故、もちろん高齢者もしっかりでございますけれども、命を守るような対策をお願いしたいと思います。特に、この新学期は事故の発生率が三十何%と多いということでありますので、特に4月、5月中心に交通安全対策をやってくださると思っておりますけれども、その対応についてお尋ねします。

中野交通企画課長

子供さんの交通事故防止の御質問かと思われましても、この4月に1年生が入学すると、4月6日から15日までの10日間、毎年でございますけれども、春の全国交通安全運動が行われております。子供を守るという趣旨の下に行われております。学校関係者であるとか、関係機関団体と連携しまして、新入学児童、またそれぞれの子供さんを守るという活動を推進するところであります。

喜多委員

9月議会でも、街頭の安全を守る啓もう活動について言わせてもらいました。先般も警察の方と県職員と関係業界の方々があそこのかちどき橋の上で、一斉に交通安全活動を

やっておりましたけれども、是非とも、あれを続けてほしいなと思います。特に、4月6日から15日までの交通安全週間を標語だけでなく、実際に目に見える活動を多くの方々に協力を求めて市内、県内全部でやるというような体制をとってほしいなということを要望しておきたいと思います。

それと、自転車の左側通行、これは、国道55号線を中心ですけれども案外と最近できていると見えるんですけれども、以前にも言いましたヘルメット着用者はゼロでないかと思っています。中学生、小学生は着けておりますけれども。一般のヘルメットは決まったのに、それがなかなか着けない、着けられない理由もあろうと思いますけれども、是非ともヘルメットを何らかの方法で着けてもらいたい。ヘルメットは、誰のためでもない。これは自分の命を守るためのものでありますので、一応決めた以上はそれを励行してもらおうような運動もこれから交通安全の中で、街頭活動の中でやってほしいなと思っております。

古川委員

ストーカー対策について、昨年、東京都の小金井市で女子大学生が、事前に警察に相談していながら、ストーカーの刃物で刺されて重傷を負ったという事件が起きました。警視庁は、昨年暮れに、対応に不備があったとする最終の検証結果を発表したということで、事件前に相談を受けた段階で、身の安全を早急に確保する必要があったのに、というふうに報道されております。こういうことは繰り返しては絶対にいけないと思います。ですから、相談があったときには、どういう対応をとるのか。そこを簡潔に教えていただきたいのと、こういった事例というのは、やっぱり、全国の警察で、問題共有していく必要があると思いますので、このあたりの情報、横の情報把握とかがあったのか、もしあったとすれば、この武蔵野署の担当者が被害者の身体に危険が及ぶことを判断できなかったのはなぜなのか、このあたりを簡潔に教えてください。

稲井生活安全企画課長

小金井市のストーカー事案についてのお尋ねでございますが、まず、ストーカー等の相談があった場合、具体的な措置について申し上げますと、まず、来られた場合は、全て相談内容を相談受理票に残すこととしておりまして、資料として警察に来られたあなたへという資料をお渡しします。いわゆる被害者等に対しまして、この種事案の特徴とか被害者自身の選択、決断、協力の必要性を説明するために活用する資料でございます。次に、ストーカー対策の流れとか、DV、配偶者等から暴力事案の対策の流れですが、被害者等に対して警察の執りうる措置等について説明をします。その後、ストーカー、DV等についての対応ということで説明した後に、被害者自身にどういう意思決定をされるかということを書面で提出いただくというような対応をしております。

委員から御指摘のありました、小金井市のストーカー殺人未遂事件につきましては、昨年末に警視庁において相談対応の確認結果等を発表されました。当該結果におきましては、相談受理時に、被害者の思いをくみ取るにいたらず、直ちに危険性があるとの認識にはいたらなかったものの、その内容から人身安全関連事案と判断すべき事案であったと承知しております。この種事案を受けまして、警察庁の会議におきまして、当該事案の対処に係る情報共有が図られたほか、警察庁からは各都道府県警察において構築した一元的な処理

体制が真に機能しているか、担当幹部や担当者の意識が変化し、体制に劣化が生じているような状況がないかなどの現状に対する点検指示を受けたところでもあります。県警察においては、各種会議や研修会等の機会を通じ、夜間、休日を含め、認知した事案は警察署から本部主管課へ速報し、危険性・切迫性の判断が的確に行われるよう、改めて組織的対処の徹底を現場の捜査員にいたるまで指導したところでもあります。3点目の委員からございました、警視庁においての事案でございますので、詳細な内容については差し控えさせていただきますと思います。

古川委員

武蔵野署もそういう手順を踏んで聞いたんでしょけど、さっきの警視庁からの内容を聞くとやっぱり、きちっとくみ取れなかった。何でくみ取れなかったかということが大事ですね。同じことを繰り返します。私も行政をしていたので、本人の訴えのみでなかなか判断しづらいという部分も分かります。相談件数も徳島県もここ10年くらい200件くらい、高止まりでずっと推移していると思います。中には、いろんな人がおります。クレマー的な人もおりますし。この女性は、かなり訴えたど、殺されるかもしれないと訴えたど。いや聞いていないと武蔵野署は言うんですけども。女性は警視庁の検証結果の発表を受けて、訴えたことが全く伝わらなかったという趣旨を弁護士を通して発表しております。そのあたりはやっぱり掘り下げないと、同じことの繰り返しなと思うんです。ですから、徹底する、きちっとする、きちっと聞けというだけでは、なかなか、また日々の業務に流されて、また元の繰り返しになる。ですから、具体策を考えていかなければいけないと思うんですけども。何か具体的な策の打ち出しとか、そのあたりは警視庁とか、また、他の県でそれを見て何か取り組んだということはないんですか。

稲井生活安全企画課長

先ほど申し上げました、警察庁において、いろんな会議がございまして、警察庁からは、当該事案を踏まえてでございますけれども、警察署で認知された事案が本部へ速報されているかどうか。本部、または、警察署内のそれぞれの意思決定とか、本部警察署との情報共有が迅速かつ的確に行われているかどうか。生活安全部門と刑事部門が必要な情報共有を図って緊密に連携できているかどうか。他の都道府県警察との連携はなされているかどうかなどを、具体的に検証しなさいということで指示を受けまして、本県におきましても、これらを全て点検をしたところでございます。

古川委員

何か起きたら点検はするんですけどね。それで、また同じことになるんです。ですからこういう相談を受けたら全て専門部署にやるということは打ち出されてないわけですよ。やっぱり判断した上で、聞いたものは伝えるということですから、全てではないということです。そこで、判断が入るわけですよ。ですから、その判断をきちっと具体的な策で担保していかないといけない。何か知恵を出していかないといけないと思うので、やっぱり、僕なんかは行政をやっていると思うのは、そういう中で、本当にじっくりと話を聞いてあげる。非常勤特別職でもいいんじゃないんですか。そういう配置をして、じっくり話をし

て、聞いてあげる体制を作るとかですね、いろいろ、特別職を1人雇うのに別に大したことではないじゃないですか。割といろんな県民から相談を受けてきたら、警察署は行きにくいということがよく聞かれますので、今回、交番とか駐在所の充実強化ということを打ち出してきているんですから、何かこう週に1回、何曜日とか何時から何時まで1人何分で相談を受けますというような、定例相談会を設けるとか、こういうようなことをして、しっかりと聞いてあげる。やっぱり、何で判断が誤ったかと、いろんな忙しい中、変な相談も来て、そうなったらやっぱり、こう判断を誤るという事例が増えてくると思うので、やっぱりこういうきちっとした体制を、具体的にするのは大事だと思うんですけど、この点どう思いますか。

稲井生活安全企画課長

委員から御指摘がございましたけれども、ストーカー事案やDV事案等の人身安全関連事案は、事態が急展開し、重大事案に発展するおそれをはらんでいるということで、その危険性を組織で判断することが非常に大切ではないかと考えております。県警察では、危険性の判断の参考とするために、平成25年からストーカー事案等の相談にあたっては、相談者に加害者の性格特徴や行動傾向、当事者間の関係をチェックしてもらう危険性判断チェック票やそれを基にした危険性判断プログラムシステムというのを活用しているところであります。プログラムによる判断結果は、相談概要とともに警察署長及び本部主管課へ報告しまして、組織的に危険性を判断することとしております。危険性の判断はですね、単にチェック票の判断結果に依拠して判断するのではなく、具体的事案の聴取内容、相談にいたるようになった経過、当事者間の関係、加害者の具体的な言動、例えば殺すとかですね、そういう文言があったかどうか。それから被疑者の犯罪経歴等について検討し、総合的に判断するというようにしてございまして、その上で、個々の事案において執るべき措置対応を組織で判断しているところでございます。

古川委員

多分、チェック票も使っていたと思います。組織的に判断したんだと思います。でもこういう事態になっているということを、僕は思うんです。だからこの中に徳島モデルと打ち出しているわけですね。もっと知恵を絞って、全国に波動を起こせるような対策を考えて取り組んでいくのが大事だと思うので、そこをしっかりとやってほしいと思います。今日もニュースでストーカーをするほうの精神科医との制度も作ったと。これはこれで、良い制度だと思います。そういう具体的な制度をしっかりと考えてやってほしいと思います。

樫本委員

私からも午前中、そして午後からの質疑を踏まえて、私なりの視点から何点か質問をいたしたいと思います。今朝ほど冒頭、「警察署再編整備等総合計画」(案)の概要について御説明を頂きました。その中で、4本柱で行っていくとのことなんですが、4本目の柱の中に県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供ということが掲げられております。そして、その中に高井委員から質問されました、運転免許更新センターの設置に

係る窓口の集約化の質問ですが、これについてお伺いをいたしたいと思います。そして、4枚目の最後のページの資料の中に「更新センターの設置」という項目がございますが、ここの真ん中に「財政負担を考慮し、警察・自治体等の『既存ストック』を活用」とあり、それは誠に結構なことと思うんですが、私は、この既存ストックの中に民間の既存ストックも活用してはどうかと考えておるわけでございます。具体的に申し上げますと、その次の「持続可能な行政サービスの提供」というのがその下にございます。そして、「徳島版、新たなスタイルの構築」ということで自動車教習所や社会福祉協議会等との連携ということであります。特に、高齢化時代を迎え、そしてワンストップで更新が可能でございまして自動車教習所の活用について、進めるべきだと思います。そうしますと、財政に負担がかからない、既存ストックをしっかりと活用できるということが考えられると思うんです。そして、より生活弱者に近い場所で更新が可能という即日免許の更新が可能となるとつながっていくと思うんですが、この提案というのは、そこまでもう固まっているんですか。まだまだこれから再考する余地があるのか、ないのか。御答弁いただきたいと思います。

石川交通部長

この窓口の集約というのは、言いましたように限られた予算と人員の中で即日交付というのを進めていく上では、どうしても避けて通れない部分だろうと思います。それで、ただ、その方法ですね、先ほども申しましたが、方法論についてはこれから本当にいろいろ検討を重ねていかなければならない、そんな中、今、委員から御提言を頂いたこの教習所をであります。確かに県下に15か所ございまして、しかも、高齢者講習というのは、各高齢者全て共通でやっている、既に教習所を利用しているという、こういう実績もございまして。そういう意味で非常に有効な活用方法ではないかなと思います。ただ、免許証の際に必要な証紙なんかもですね、この教習所では販売しておりますので、そういった意味でも教習所の活用というのは極めて有意義な内容でないかと今提言を聞きまして改めてそう思ったわけなんです。ただ、その実行に向けましては、既に受ける側の教習所が学校側の体制であるとか、課題とか、いろんな想定される問題点がこれから出てこようかと思っておりますし、教習所の内容によたらいろんな装備とかが、講習スタッフであるとか、人、物いろんなものが要するという課題も多分あると思います。ただ、非常に有意義な提案でございまして、今後、更新センターを構築する上での構想の中で、是非検討材料の中に入れさせていただきたいと考えております。

樫本委員

自動車教習所側のいわゆる、新しい投資というのはあまりないと思います。情報通信のネットワークのための投資は必要でしょう。そして人的なネットワークもこれは、警察のOBの皆さん、交通問題の知見の深いOBの皆さんの活用ということも可能です。今、社会は一億総活躍社会の時代で、特に、運転手さんというのは足りません。したがって、教習所の職員もこれから運送会社、物流会社に引き抜かれるおそれがあります。非常にトラックの運転手というのは、今、雇えないんです。そういう意味で、運送会社が狙うのは自動車教習所の職員だと、僕はこう思っているんです。これは、十分考えられます。

そうしますと、18歳人口が減少に進んでいる自動車学校であっても、職員の確保は難しくなってくるんです。そうしますとやはり、自動車教習所側からの警察OB職員の雇用ということも進んでこようと思うんです。それは、自動車教習所から是非、警察OBの皆さんに是非お願いしたいということで、要請があったらこれは応えないといけませんよね。そういう要請もあると思います。そして、それぞれの地域に全県的に平均的に網羅されている教習所をいわゆる更にその機能を向上させることで、県民生活の福祉の向上にもつながります。それは、それぞれの地域できちんと網羅されておりますから、自分の近いエリアで、免許の即日交付を受ける、講習を受けることができる。それから何よりも高齢者の70歳以上の予備的な審査がありますね。そのいわゆる審査も受けることができる。ワンストップでできるんです。これは是非、検討に値すると思いますので、徳島県から運転免許更新センターの新しい在り方というものを是非、日本中に広めていただきたいなと思います。もう一度お答えをお願いします。

石川交通部長

確かに、そのとおりでございます、教習所では、本当に一番良いのは高齢者講習を既にやっているという実績があるということです。ただ、やる上においては、そのいろんな問題も多分出てこようかと思えます。まずは、手間の問題です、教習所は繁忙期というのがございまして、例えば、夏休みであるとか、春先とか、閑散期と繁忙期の波が非常に大きいところがございまして。これは教習所の宿命ですね。その閑散期については、おそらくいろんな施策、今でも高齢者講習をやっているように、いろんな施策をやっていかなければならない。この3月12日に、道路交通法が改正になって新たに75歳以上の方の更新手続きが非常に複雑になってまいります。それもほとんど教習所が担うようになってしまうと。そういったことで非常に事務が複雑になっているところで、繁忙期でその免許更新といたしましても、先ほどもありましたけれども1日60人とか百何十人とかというような数をこなせるだけの体制が果たしてあるかどうか。この辺のところ、考えていく上で一番問題になってこようかなと。ただ、それはあっても、今後検討したり、例えば出張して行ってやるとか、いろんなやり方というのはアイデアを出せば出てこようかと思えますので、十分検討の中に入れてさせていただく、とても有効な案だと思いますので、是非、検討させていただきます。

樫本委員

どうぞ、よろしくお願いたします。

次に、「交番・駐在所の施設整備の在り方等」ということなんですが、ここに先ほど喜多委員からも出ておりましたが、イオンモール徳島に県内初で警察官の立寄所の新設を行うということなんですが、この立寄所と交番の機能の違いについて教えていただきたいんですが。

岡崎警務課長

交番、駐在所あるいは立寄所の区分でございますが、交番は基本的に24時間勤務でございます、警察官が3交代で勤務しておるところでありまして、基本的には事件事故が多

い住宅地あるいは繁華街等に設置されているものであります。駐在所におきましては、基本的には山間部あるいは事件事故が少ないところにおいて住み込み型で勤務し、奥さん等を帯同させるなどして、地域に密着した活動をしているところであります。今回イオンモール徳島に設置を計画しております、警察官立寄所については、現在、イオンモール徳島側と協議を進めておるところでございますが、イオンモール徳島の中に警察官立寄所の施設を設けていただいて、警察官が常駐、あるいは周辺の警戒警ら等をしながら事件事故の未然防止、あるいは対応を行うというところでございます。

樫本委員

イメージ的に、立寄所というのは銀行なんかには時々書いてある、小さな看板を一つ置いてある、あれがそうですね。何か弱い気がする。今回のイオンモール徳島の中のは、イオンさんがスペースを設けて交番的なある程度の広さがある、ここに警察官が、営業中には大体、常駐しているんだというイメージがそのイオンモール徳島に来るお客さんに分かるような運営になってますか。

岡崎警務課長

今、委員からお話がありましたように、警察官が立ち寄る専門のスペースを設けて、警察官がそこにいるというような表示も外部、あるいは一般の方から見えるようにお示しした立寄所を設ける予定でございます。

樫本委員

しっかりとね、はっきりと皆さんにここに警察官がいるということが分かるような、いろんな犯罪とか、交通問題も起きるかも分かりませんので、速やかに対応ができるような機能を持った、いわゆるより機能の高い立寄所にしていただきたいと、こういうことを要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、防犯カメラについて、「各種システムの整備」の中に「『防犯カメラ』の整備による女性・子どもへの見守り支援」ということが書いてありました。この防犯カメラなんですが、最近のいわゆる、強盗であるとか、ひき逃げであるとか、あらゆる犯罪、事故のときに防犯カメラの機能というのが非常に初期の、いわゆる捜査の段階で大きな効果をあげていると思うんです。検挙率も高くなっているのは、そういったいわゆる防犯カメラの機能の発揮によってできているのではないかと考えているんですが、これは間違いないと思います。一番進んでいるのは、イギリスのロンドンの警察だと言われておりますけれども、東京都も最近ではカメラがいっぱいありますし、徳島県でも地方でもカメラがほとんどあります。

ここで、私から提案したいのは、防犯カメラの整備、これは高級なものです。今、防犯カメラというのはもっと民間にも、家庭にも付けているところがたくさんあります。防犯カメラがここは設置してあるという表示をしている警備保障会社があります。こういう四角いのね。あれを貼っていたら、してなくても抑止効果があるということで重宝されているということなんですが、警察が協力して民間の皆さんの家庭が、いわゆる防犯に対してもここにカメラを設置してあって、それが抑止効果につながる。そして、また早期の犯

人検挙につながるというふうなことで民間に積極的にもっとシールなんかを配ったりして、その機能を強化させて安全で安心な地域社会を構築するということを考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

南委員長

小休します。(14時32分)

南委員長

再開します。(14時32分)

稲井生活安全企画課長

委員から御指摘がありました防犯カメラにつきましては、警察活動や防犯ボランティアによる警戒活動は時間的な制約があります。ところが防犯カメラは24時間稼働するというので、街頭には多くの防犯カメラが設置されまして、住民の安心感があります。そして加害者にとっては犯行がしにくいというような効果ということで、今、委員から御提案がございました点につきまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

樫本委員

これは、大きな効果になると思います。県民総ぐるみで安全な社会を作るという上で、大きな効果がございますので、是非積極的に進めていただいて、これは少ない予算でできると思います。そして、警察協力関係団体から配ってもいいし、いろいろやり方はあると思いますので、知恵を絞ってやってください。少ない投資で大きな効果が得られるように、一つ考えていただきたいと思います。

最後ですが、「警察署再編整備等総合計画」についてお伺いをいたします。この総合計画に対する県警察のコンセンサスの醸成についてお伺いをいたしたいと思うわけですが、特に徳島東署の問題でお伺いしたいと思います。先に徳島東署の関係で、それぞれ御質問がございました。私は、高井委員がおっしゃった問題にちょっと関係するんですが、今、社会では建設業というのは非常に活動が旺盛です。建設物価がどんどん上がっています。これは、特に皆さん御承知のように2020年の東京オリンピック、これの建築の時期と重なるんです。したがって、早く詰めないで、してくれる業者がなくなります。そして、この後には、2025年には大阪でおそらく私は万博ができると思うんです。したがって、これから建設業界は非常に強気になります。そして、何よりも担い手、型枠屋さん、鉄筋屋さん、左官屋さん、いろいろな業界がね、人手不足なんです。そちらの建設物価の上昇が見込まれます。これは、予測ではない。これは必ず想定できますので、特にこの東京オリンピックと重なってますから、これ県内でも中央病院の問題もあったし、また、藍住町の体育館の問題もありますし、これは入札が不調になったり、辞退者が出てきて、1者か2者になったのでは、それは余りよくないので、これは絶対にやらなければならない事業ですから、是非早く進めていただきたいということをお願いしたいと思います。その辺のところ、どうお考えですか。

高橋拠点整備課長

これ11月の定例会において、高井委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、御指摘のとおり、東日本の大震災であるとか熊本の復興、また、今お話のありました東京オリンピックの工事といった工事需要の増加によって、非常に建築経費の見積りというのが非常に難しい状況であります。県内においても、大型事業において入札不調がみられておるところであります。そこで、入札不調によって整備が遅れるというのは、事業に大きな影響を及ぼしますし、我々の安全安心の活動にも影響を及ぼすという形で、本事業については、建築単価の上昇や最近の入札事例を踏まえまして適正な予算を計上しているところがあります。また、事業の遅れによったら非常にこの価格というのも見通しがつかなくなりますので、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

樫本委員

それではしっかりと進めていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

次に、「警察署の更なる再編整備」についてでございますが、いわゆる総合計画の実施にあたってコンセンサスを得ていなければならないと思っております。コンセンサス、意思統一、合意。これは、県民との、それから警察協力団体との合意、コンセンサスですね。それから、まず、必要なのは警察の組織内の新しい時代に対応した警察行政を執行していく上にあたっては、警察の組織内の、まずコンセンサスが必要と思うんです。交通、生活安全、警備、刑事、こういったそれぞれの皆さんの、今の時代の背景に合った新しい、一番時代に合った、そして、これから今後5年、10年、20年、30年くらいは、やっぱり視野に入れた再編でなければいけないと思うんです。そういったコンセンサスをどのように、今回の計画を取り上げるにあたってなされてこられたのか、少し教えていただきたいと思います。

岡崎警務課長

総合計画に対する県警察のコンセンサスでございますが、総合計画案の策定にあたりましては、大綱方針を策定・公表した昨年春以降、関係する自治体や議会、防犯・交通安全などに取り組みしております関係団体や地域住民の方々に対して、個別具体的な説明を行うとともに、意見の集約を図ってきたところでございます。部内におきましては、こうした意見を基に、各部門の幹部や担当者からなるプロジェクトチームのほか、若手や女性職員を中心とした検討会において、西部4署の統合の成果や地域や社会情勢の変化、広域・複雑化する犯罪や事故、さらには働き方改革や将来を見据えた警察組織の在り方など、様々な視点から検討を重ねてきました。そして、警察本部長を長とする徳島県警察運営総合企画委員会において取りまとめたところであります。

樫本委員

よく検討されていると思っております。しっかりと反映させていくことを、皆さんが納得して、喜んでいただける形にさせていただきたいと思っております。それから「警察署再編整備等総合計画」(案)の実現に向けて、今後どのように進めていかれるのか、これも併せてお伺いします。

岡崎警務課長

総合計画案の実現に向けてどう進めるのかという御質問でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、昨年春以降、関係する自治体や議会、関係団体、地域住民の方々に対して大綱方針に盛り込んだ各種施策の概要や背景、目的などについて説明を行ってまいりました。総合計画案につきましても、本委員会で御意見を頂いた後、地域住民の方々には不安が生じることのないよう、引き続き、丁寧な説明を行い、意見・要望の集約に努めるとともに、推進体制の強化も含め、着実な実現に向け真摯に取り組んでまいります。

樫本委員

今後とも、警察関係者があらゆる会合等に出られたときに、もし時間があれば、徳島県警察では県民の安心と安全を守る警察行政の推進のためにこのような時代でありますから、こう進めていきます。こういう説明を機会があるごとにしていただければと考えております。そして、最後に県警本部長に、この計画の推進にあたっては、本部長は、どのように旗を振られるのか、それを是非お聞かせいただいて終わりたいと思います。

鈴木警察本部長

今回の総合計画案に盛り込んだ各種施策であります。将来の治安維持・向上のため、いずれも必要不可欠なものであります。今後、この計画の実現に向けまして、県民の皆様の御理解を得ながら、組織の総力を挙げて取組を進めてまいり所存でございます。委員皆様方の御理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。

南委員長

それでは、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の議案第1号については、先ほど山田委員から反対の表明がありました。ほかにございませんか。

それでは、議案第1号を起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「平成29年度徳島県一般会計予算について」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く、公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第43号, 議案第44号, 議案第52号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たり、鈴木警察本部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に、真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、心から感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の警察行政に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも、県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

鈴木警察本部長

一言、御挨拶を申し上げます。

南委員長、原井副委員長をはじめ委員の皆様方には、この1年間、公安委員会関係の様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議を頂き、幅広い視点から適切な御意見、御指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御指導につきましては、私ども職員一同、今後の県勢発展に十分に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、我々職員に対しまして、今後、より一層の御指導、ごべんたつを賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

南委員長

議事の都合により、休憩いたします。(14時47分)